

日本弁護士連合会第68回定期総会報告

2017年5月26日（金）於・パレスホテル東京

日本弁護士連合会第68回定期総会は、2017年5月26日（金）午後1時から、東京都千代田区のパレスホテル東京において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が534名、代理出席が8,754名の合計9,340名であり、出席外国法事務弁護士のうち本人出席が0名、代理出席が8名であった。

総会は、出井直樹事務総長の司会で午後1時から始められた。

中本和洋会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

私は、昨年4月に会長に就任し、これで2年目を迎えることができた。今、新しい13人の副会長とともに、また心機一転会務に取り組んでいるところである。昨年度は、熊本地震等の自然災害が大変多く発生し、これらの被災者に対する支援活動に全力を傾け、また、我々の業務や活動に関連する刑事訴訟法の改正や児童福祉法の改正、あるいは総合法律支援法の改正等の対応にも全力を傾けた。

また、3月3日の臨時総会においては、不祥事対策として預り金制度の強化、そして依頼者見舞金制度の創設という新しい制度につき、皆様の協力を得て、可決することができた。このように昨年度は一定の成果を上げたと考えている。

また、今国会において、かねてから日弁連の大きな活動方針であった修習生に対する経済的支援を実現するための裁判所法の一部改正が今国会の4月19日に満場一致で可決された。これにより、今年12月からの第71期の修習生に対して、基本給付金として月額13万5,000円、住居給付金として月額3万5,000円及び移転給付金が支給されることになった。

このような新しい制度が実現したのも本日御出席の皆様方の尽力により、多くの団体の賛同署名、455名にも上る国会議員の賛同メッセージを頂いたことにほかならない。この場を借りて心より感謝を申し上げる。

今年度も日弁連は、大変多くの重要な課題を抱えている。会員の皆様も御承知のとおり、今時の世界情勢、アジア情勢、あるいはシリア情勢を見ても大変不安定で、不透明な国際情勢が展開している。日弁連は、引き続き平和と人権を守るための憲法問題や共謀罪成立阻止等の取組に全力を傾けなければならないと考えている。

また、利用しやすく頼りがいのある司法を築くためには、民事司法の改革を避けて通ることはできない。民事司法の改革は、国内問題もあれば国際問題もある。今日このようにグローバル化した社会においては、国内問題と国際問題は密接に絡んでいる。日弁連は、この国内問題と同時に国際問題についても、利用しやすく頼りがいのある、そして我々日本の法曹が世界で活躍できるような取組に全力を傾注したい。

最後に、皆様御承知のとおり、今年の司法試験の受験者数は6,000人を切った。

また、ロースクールの入学者、入学試験の受験者も7,000名少しということで、法曹を目指す学生が激減している。これは、ロースクール制度に時間と経費がかかるという問題もあるが、法曹の魅力が減退していることも大きな原因の一つである。

我々は、ロースクール改革によって、時間がもう少し短く法曹になることができな
いか、また、費用ももう少しかからない法曹養成制度はないか、これらについて、お
そらくこの半年ぐらいの間に抜本的な改革が迫られるものではないかと考えている。

それより増して、やはり我々弁護士自身が、日々の活動によって弁護士の魅力を社
会に対して発信していくことが大変重要ではないかと思っている。このように、日弁
連は、たくさんの課題を抱えているが、一つ一つ会員の皆様方の御支援・御協力によ
り、実現に向けて本年度も取り組んでまいりたい。引き続きの御支援をお願いしたい。

本日の定期総会においては、決算・予算の審議のほかに、いわゆるABSに所属す
る外国弁護士が日本の外国法事務弁護士として登録できる条件等を規定する審議が予
定されている。更には宣言も二つ予定している。一つは、憲法施行70年を迎えての
宣言、二つ目は中小企業等に対する法的支援等に関する宣言であり、いずれも時宜に
かなった重要な宣言である。

このように本日は、大変盛りだくさんの議事が控えているが、加えて定期総会が終
わった後に、平成28年度の副会長に対する感謝式と永年勤続の先輩会員に対する表
彰式も控えている。そういう意味においては、大変時間も限られているので、この後
選任予定の議長及び副議長の方々には、適切な運営をお願いする。

また、御出席の会員には、本定期総会が充実したものになることをお願いして、私
の挨拶としたい。

それでは、今から日本弁護士連合会第68回定期総会を開会するが、開会に当たり、
本総会が初めて定足数が適用される総会である。本年3月3日の臨時総会において、
5,000個の会員という定足数が定められているので、定足数について確認する。
会則第40条の2によると、総会は代理によって議決権を行使する者を含め、5,0
00個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事
を開き議決をすることができないとなっている。

午後1時の出席者を報告申し上げる。これは受付で、皆さんが名前をおっしゃると
すぐその場で控えて、それをパソコンに入力して速報値を出しているもので、正確な
ものである。本人出席が373名、これはどんどん増えているが、午後1時の段階で
本人出席が373名、代理出席が7,042名、会出席が47名、合計7,462名
である。おそらくまだまだ増えているので、これにより定足数は間違いなく満たして
いると認められる。

ただ今から、第68回定期総会を開催する。

石田亮会員（東京） 「定足数について質問する。前回の臨時総会で、委任状の書
換えが問題になったかと思うが、東弁の報告書で昨年3月11日、受任者が書かれ
ているものが会によって書き換えられて、その中で元の受任者と書き換えられた後の
受任者では、議案に対する考え方が違うと推認されるという委任状が1枚あったが、
その委任状は私の委任状である。

そこでお聞きしたいが、単位会は認証機関であると思う。認証機関は、委任状に必要な記載事項があるかどうか、要件がそろっているかどうかを確認して証明する機関であると思うが、その認証機関が受任者という委任状の一番重要な事項が書かれていないものを正式なものとして扱って、そこに受任者を書き込んで、それで認証をするという扱いは、この認証機関であるという単位会の性質と真っ向から反するのではないかと思う。

こういった白紙委任状は、単位会が集めて、そこに受任者を勝手に書き込んで扱うというのは、弁護士会の規則等でどこにも書いていないと思う。今回、一番新しい日弁連ニュースでは、受任者欄白紙の代理人受任届に一旦補充後の訂正を、弁護士会の白紙補充権の範囲内であることを確認したという記載がなされ、弁護士会による白地補充権を一種容認するものだと考えている。

そこで、どういった根拠で白地補充権が認められるのか。あと今回の先ほど代理出席が7, 042名とおっしゃったと思うが、その中で白紙委任状に単位会が受任者を書き込んだものが何枚あるのか。あと、認証印で受任者が訂正されているものが何枚あるのか、お答えいただきたい。」

会長 「この定足数と委任状に関する質問、御意見のある方が、ほかにもいらっしゃるか。全て質問、御意見を聞いた上で、重複することがあれば、一括してお答えするので、この問題に関して御意見、御質問のある方は手を挙げていただきたい。」

北尾哲郎会員（第一東京） 「同じく定足数についての質問であるが、私は本総会が定足数を満たしているということについて、重大な疑義を抱いている。その理由は、中本日弁連会長名で、本年4月20日付けで、会員各位宛てに本総会の通知がFAXで送られたが、その通知には、2枚目に代理人選任届の参考書式が付いており、明らかに委任状勧誘の書面である。

通知文書の末尾には「定期総会の議案は後日送付します。」と書かれているから、その委任状勧誘は、議案の内容が不明なままなされたものであることは、動かし難い。本総会の議案書が、私どもの事務所に届いたのは、5月15日のことであるから、FAXによる通知があった4月20日から5月15日までの間に提出された委任状は、会員が議案の内容を全く把握しないまま署名して提出したものということになる。

このような委任状勧誘方法が、日弁連においてとられていることを一般人に話しても、到底信用してもらえないと思う。

また、ただ今の質問にあった不適切な委任状改変があった東京弁護士会の淵上会長が、会員各位に宛てた「代理人選任届提出のお願い」と題する往復はがきは、やはり議案書が届く前の5月9日頃郵送されたものである。この往復はがきには、既に日弁連のFAX用紙で御提出の方は御不要ですと書かれていた。この勧誘に応じて、議案書受領前に提出された委任状は、やはり議案の内容も分からないまま提出されたものであることは明らかである。

ところで、株主総会における委任状勧誘の方法について定める委任状勧誘規則、内閣府が定めたものには、委任状用紙と法定の事項を記載した参考書類、本総会ではそ

れが議案書であるが、それを同時に株主に提供しなければならないということになっているから、もし株式会社、日弁連や東京弁護士会と同じやり方をしたら、その委任状は無効となり、ひいては決議無効ということになりかねない。民間会社においてさえそのように考えられているから、法曹を代表する日弁連においては、より厳しく規律する必要があるのは、当然だと思う。

本総会の議案書を受領する前に署名して提出された委任状は、無効と言わざるを得ないと思う。先般会則が改正され、定足数の定めが設けられて、5,000個以上の議決権を有する会員の出席がなければ、議事を開くことができない旨、定められた。

以上の改正規定を踏まえて、本総会の定足数が有効に満たされているか否かについて、委任状の通数を示しながら、会長のお考えを明確にお示しいただきたい。」

山本志都会員（東京） 「東京弁護士会でこの間委任状の問題が発生して、東京弁護士会内では、調査委員会が設けられ調査が行われた。その結果が非常に衝撃的なものだったので、そのことを紹介するとともに、今回の総会についても、委任状の取扱いについての疑義があることを伺いたい。

3月3日の臨時総会で東弁の委任状の書換え問題というのが明らかになり、東弁会内で調査委員会が設けられ、3月30日付けで調査報告書というものが出ている。ここによると、日弁連にまだ委任状が残っていた過去3回分の総会について、委任状の調査を行ったという報告がなされている。

私が非常に驚いたのは、委任者欄の記載が抹消されて、東弁の会長の認証印が押印されて書き換えられている委任状が、各回ごと多数発生していたことである。受任者名が書き換えられているものが多数あった。3月3日の臨時総会では13通、平成28年5月27日の定期総会では7通、平成28年3月11日の臨時総会では76通あったことが報告された。

その中、3月3日の臨時総会での書換えは、明らかに受任者の議案に対する賛否が反対になるという形で行使された。つまり、議決権行使に直接的に影響があったことが明らかになった。

こういう事態が発生していたにもかかわらず、受任者が白地になっているものの取扱いについて、会がそこを補充するという取扱いを日弁連が率先して認める立場をとられている。これは非常に問題があると思うし、今回から定足数を定めることになったわけであるから、そこについてきちんと委任者の意思が反映される形で委任状の取扱いを行っていただきたい。」

武内更一会員（東京） 「私は意見を述べる。かつて日弁連から送られてくる委任状は、受任者欄白地、委任事項は白紙、全て受任者に一任するという委任状だった。そして、各会の執行部、そして日弁連の執行部が事前に全部中身を見て、議場、議事に臨んでいる。

つまり、これによって総会の方向性が決まっているのを確認しながら、議事を進行している。このような総会は、会員の公正な議論、そしてその場での意見交換、そういうものを全く無視したものである。紙だけの全く無責任な委任者の委任状によって

議事が決まっているという大変不公正なことであったと考える。

これまで、司法改革をめぐって私たち憲法と人権の日弁連をめぐす会の活動として、執行部の司法改革に対する姿勢を批判してきた。そして、私たちも何度か議案に反対する委任状を、委任事項を明示した委任状用紙を作って、自分の費用で全国の会員に送って、そして集め、委任状を行使した。

ところが、執行部は会費を使って、執行部の方針どおりに行使できる白紙委任状をばらまいた。そしてかき集めた。

今回の3月の事件、そして実は調査委員会で調査した結果、昨年3月11日にもそういうことがあったと、そうであれば、過去何度もそういうことがあったと推測される。実際にかつての議事、そして採決が委任状によって押し切られたことを経験している私たちとしては、看過できない経過であった。

今回の日弁連による不祥事、東弁による不祥事を本当に反省し、適正な総会を開くためには、日弁連も東弁もどうすれば良かったのか。それを私たちは訴え続け、そして追及してきた。そういうことに対する答えが、今度の日弁連ニュースには全くない。結局、同じように白紙委任状をまいて、しかも各執行部が何も書いていなければ補充してよいということを一種合法化するための手続が今とられつつあると考える。

そのことをやめるべきだというのが私たちの意見だし、また、会員の意見をきちんと反映させる総会として成り立たせる重要な根拠になろうかと思う。このような白紙委任状を執行部がかき集める方法はもうやめるべきであった。したがって、今日の総会の委任状の取扱いも大変不公正なものを私は感じる。執行部がそこをきちんと考えてこなかったがために、今日この日を迎えてしまったことが極めて遺憾である。

この委任状の取扱いについて、執行部はきちんとした取扱いの変更を今回からやるべきであったと思う。執行部の姿勢に私たちは強く抗議し、この総会について、疑義を提起する次第である。」

会長 「4人の会員の質問若しくは意見について一括してお答えする。この白紙委任状については、執行部も相当検討を加えたので、まず出井事務総長から、これまでの経緯について説明いただくとともに、直ちに答えられない質問もあったが、答えられる範囲でお答えをいただきたい。」

出井事務総長 「指摘のとおり本年3月3日の臨時総会で、東京弁護士会会員3名の代理人選任届の受任者が、委任者の承諾なく他の受任者に変えられていたとの指摘があり、議決権を議場で割り当て直したという事態が生じた。

その後、東京弁護士会で独立の調査委員会を設置して調査をした結果、事務上の過誤であることが判明した。しかし、同時に同じ報告書で、他の委任状にも同じような過誤があったことも判明した。

日弁連でも、3月3日の臨時総会について、総会后に他の委任状も点検した。その結果、理事会でも報告したが、かなりの数の委任状で委任者の印鑑以外で受任者を変えられていたものがあった。そこで提出をした各弁護士会にお願いをして、その訂正の経緯等を調査していただいた。

しかし、その結果、委任者の推定的承諾もなく、かつ委任者と違う議決権を行使する受任者に変えられていたものはなかった。しかし、これは総会の議決権の委任状であるから、推定的承諾で変えられてよいのかという問題があり、私どももそう思うし、理事会でもそういう意見があった。

したがって、4月の理事会及び5月の理事会で対応策を報告したが、その中で受任者があらかじめ特定されている委任状については、これまでのように推定的承諾で変えることはせず個別の了解を委任者から取ることを各弁護士会にお願いした。

このお願いは、5月の理事会の直後、つまり今回の総会の議案書を送るのと同時ぐらいに、各弁護士会に改めて要請をした。

今申し上げたのは、あらかじめ受任者が特定されている委任状である。受任者が白地の委任状については、弁護士会に補充権が与えられているという理解の下に、弁護士会で補充をし、あるいは補充後に更に弁護士会で訂正をしてもよいということを確認している。

それが、今回とった対応であるが、今回の問題は、事務上の過誤とはいえ、総会議決権行使に関わることであるので、重大なことだと認識している。今回のことについては、総会の事務責任者として改めてここでお詫びを申し上げる。

先ほど、再発防止策も含めて報告したけれども、東京弁護士会においても、また他の弁護士会においても、再発防止策を講じられていると承知している。

以上が3月3日の事態に対して、日弁連でとった対応であるけれども、先ほど頂いた御質問について、答えられる範囲で事務局としてまずお答えする。

まず、石田会員から白紙補充権を認める根拠は何かという御質問があったかと思う。これは、委任状が、受任者欄空欄で白紙で提出されているので、その書面を見て合理的に解釈をして、白地の補充権は提出先である弁護士会、弁護士会会長にあると解釈するということである。

もう一つ御質問として、今日の代理人選任届について、受任者欄が変えられているものがどれだけあったか等の御質問があったが、それは現在お答えすることはできない。

北尾会員から、委任状の勧誘が4月20日ぐらいであったのに、議案書が送られたのがその後であるということで、議案書が送られる前に提出された委任状は無効ではないかという御意見があった。御意見としては承るが、これまでもそのように運用されていたし、当事者の意思ということを考えても、仮に議案書を見て、これは本人出席をして議決権を行使をしたい、あるいは他の人に委任したいという場合は、委任状を撤回することもできるから、私どもとしては、それは有効として扱うと考えている。

山本会員、武内会員からは御意見をいただいたが、白地の委任状を認めるのはおかしいではないか。それをデフォルトルールとして認めるのはおかしいではないかとの御指摘があった。

これも御意見として承るが、本年3月3日の事案は、元々受任者白紙の委任状ではなく、受任者が特定された委任状が誤って書き換えられてしまったという事態である。

したがって、受任者白紙の委任状の問題とは直接関係はしないと思っている。とは言っても、代理人選任届を今まで安易に扱いすぎていたのではないかという反省から、

先ほど申し上げた対応策を講じ、各弁護士会に要請した。」

武内会員（東京） 「今の説明を聞いても、今回の書換えの事態が、事務上のミスということが出てきた。日弁連の声明とか、東弁の声明でも事務上のミスということは何度も何度も出てくる。しかし、そんなことではないと、それは嘘だと私は申し上げたい。

先ほど、昨年3月11日の総会の調査の報告の結果として、実際に石田会員が書いた委任状が、受任者が逆の考え方、議決権行使に書き換えられていたということが明かされた。その委任状を私も見せてもらい、受任者は、私、武内更一であった。

受任者欄の記載を見て、推定とか、忖度とか、そういうことで委任者の意向を確認して補充しているという手続は全く事実ではない。執行部に集まった委任事項一切一任という委任状は皆執行部の意見に賛成だという扱いを実際に現場でしてきたということである。今回それが、議事の前に明らかになったから、その場で書き換えたということで形を整えたようだが、昨年3月の総会は、石田会員の委任状は、議決権マイナス2にカウントされてしまった。

つまり、そういう委任者、受任者一任という形の委任状を執行部が集める、このことが問題だということを私たちは申し上げている。書き換えたことはもちろん大問題だが、白紙補充も問題だが、そういう委任状を、まさに白紙、全部お任せ、しかも議案も事前に確認しないでお任せする、そんな委任状で総会をやっていることは問題だと申し上げている。そこを徹底的に反省していただかなければいけない。」

会長 「3月3日の問題については、東弁で第三者委員会的なものを組織して、詳細な報告書が出ているので、これは武内会員の御意見として承る。

白紙委任状の件については、理事会でも議論が出ているので、引き続き執行部としては検討してまいりたい。

ただ今、午後1時25分現在の出席状況がきた。本人出席が513名、代理出席は8,468名、会出席は51名、合計9,032名であった。このような状況なので、ただ今から議事を始めたいと思う。」

続いて正副議長の選任手続がなされ、中本会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、遠藤常二郎会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、中本会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、中本会長は、議長として横溝高至会員（第一東京）、副議長として吉田茂会員（香川県）及び番敦子会員（第二東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、中本会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、平沢郁子会員（東京）、二島豊太会員（第一東京）

及び日下部真治会員（第二東京）の3名を指名した。

〔報告事項〕平成28年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成28年度会務報告の件」を議題に供した。

淵上玲子副会長から、「平成28年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成28年度の会務報告をする。法曹養成制度改革、依頼者見舞金制度、共謀罪法案に対する取組、男女共同参画の4点に絞って御報告申し上げる。

その他、各課題の報告が網羅されている平成28年度会務報告書は、資源の節約等の観点から、本年度から希望される会員の方のみ配布することとした。御希望の会員は、受付にて申し出られたい。

まず、法曹養成制度改革は、2016年の司法試験合格者数は1,583人となり、日弁連の提言する数値に近づいている。今後とも質の確保を図りつつ、まずは1,500人の早期実現を図り、引き続き法曹養成制度改革や司法アクセス、活動領域の拡大などの制度基盤の整備に努める。

また、司法修習生の経済的支援については、本年4月19日、改正裁判所法の成立により、新たな修習給付金制度が創設された。会員の多大なる御尽力が一定の成果に結び付いたものであり、深く感謝申し上げます。

次に、依頼者見舞金制度は、昨年の会内における大変熱心な御議論の末、本年3月3日の臨時総会において、預り金等の取扱いに関する規程の一部改正と併せ規程制定の議案が可決された。

本年10月1日からの施行に向けて、今年度分の依頼者見舞金支給合計額上限を本年4月理事会で決定したほか、支給手続の詳細の検討など、諸準備を進めている。

弁護士による不祥事は、未然に防止されることが何よりも重要なことではあるが、不祥事が起きた場合の対応である本制度の安定的な運用についても、会員各位の御理解・御協力を賜りたい。

次に、共謀罪法案に対する取組について、日弁連は、本年2月17日、いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書を採択した。その後、対象犯罪が減じられるなどした法案が国会に上程されたが、日弁連意見書で指摘した問題点は解消されていないため、同法案に反対する旨の会長声明を本年3月31日に公表している。

廃案に向けて、全国各地で反対集会の開催や国会議員要請活動などの取組を行ったが、5月23日、衆議院本会議を通過し、これに対しても同日廃案を求めて、引き続き全力で取り組む旨の会長声明を公表した。これから、参議院の審議に移るが、今後も審議の状況を見極めながら取組を進める。

最後に、男女共同参画に向けた取組について御報告申し上げます。本年3月31日現

在、女性会員数の割合は18.4%、2017年度の日弁連役員及び事務総長、事務次長における女性会員の割合は9.3%、各弁護士会及び弁連役員における女性会員の割合は12.3%である。

政府の第4次男女共同参画基本計画においては、法曹三者それぞれにおいて、30%という目標に向けた取組を加速していくことが求められており、弁護士に対しても具体的な取組が示されている。

当連合会では、昨年2月に女性副会長クォータ制導入を検討するためのワーキンググループを立ち上げ、当連合会の政策決定過程における女性会員の参画について、具体的な方策を検討しており、各弁護士会、弁護士会連合会へも意見照会をした。

引き続き、弁護士会、弁護士会連合会の御協力が不可欠であるので、今後ともお願い申し上げます。

また、2015年度からは育児期間中の会費等免除制度が始まり、本年3月31日現在で累計3,088件、2016年度の1年間では1,172件の申請があった。各弁護士会及び弁護士会連合会においては、各種規定の整備など取り組んでいただければと思うが、引き続き弁護士の男女共同参画に御協力を賜りたい。

議長は、平成28年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

弓仲忠昭会員（第一東京） 「私の関心のあるのは共謀罪の問題である。今国会で、衆議院で強行採決がされ、今まさに参議院で議論されている。

この問題で、日弁連の会長声明が去年の8月以降3回出されており、日弁連が大変大事な問題と把握していることは、大事なことだと思う。後回しではなくて今、質問させていただきたい。」

議長は、最後に質問を受けたいと回答した。

弓仲会員（第一東京） 「冒頭の時間に申し上げたい。」

議長は、簡単に質問するよう要請した。

弓仲会員（第一東京） 「日弁連の会長は、去年の8月以来、3回会長声明を出され、廃案のために頑張ることを表明し、各単位会も全てで、去年の8月以降、会長声明が出ている。ほとんどが反対声明で、第一東京弁護士会は、慎重な検討、慎重な決議を求めるという会長声明であったが、全ての弁護士会で、会長声明が出たのは意義がある。

そのために、私たちは何をすべきなのかは大事な問題だと思う。特に、イイノホールで5月18日に600名余の市民が集まり、集会が持たれた。大事な集会に中本会長に是非御出席いただきたいと思っていたが、御出席いただけていない。中本会長は、なぜ5月18日の集会に御出席いただけなかったのか。やはり会長が先頭に立って日

弁連は反対していることを大きくアピールすることが、大事と思うし、今そういう局面だと思う。

今後、参議院での審議に当たり、様々な市民運動との連帯を日弁連全体として考えていかなければならないと思うが、それについてのどのような積極的な運動論があるのか。あるのであれば、こういうことを考えているので一緒にやろうということを発言いただければありがたい。

私どもは、市民のいろいろな運動の中に弁護士会が出ていくことが大事だと思うので、そういう方向で是非御発言いただきたい。」

議長は、執行部に答弁を促した。

会長 「出席しなかったが、翌日、早朝から大阪弁護士会において、リーガル・アクセス・センターの全国責任者連絡会議が開かれ、そこへ駆けつけなければならず、移動を余儀なくされたので、出席は叶わなかったが、担当副会長は出席して閉会の挨拶もさせていただいた。

廃止を求めていく方針には変わらない。大変多忙であり、全ての会合に出席できないことは御理解いただきたい。」

吉岡康祐副会長 「日弁連としては、会期末が6月18日ということもあり、かなり日がないので、会期延長がされない前提で対策本部で院内集会、あるいは特別報告等を企画して今段取りをしている。

まだ確実に出席をしていただける方との連絡、確約がついていないので予定としか言いようがないが、6月18日までの間に集会をする予定となっている。決していい加減に扱っているわけではなく、会期延長がない前提で闘っていく。」

議長は、平成28年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

[第1号議案] 平成28年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成28年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、早稲田祐美子平成28年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

日弁連の会計については、会計規則により、収支計算書及び財務諸表から成り立っているが、主に収支計算書から説明する。

まず、一般会計から御説明申し上げる。全般に関する決算の説明については、議案書67ページ以下にも記載されている。まず、概要である。

収支全般については、平成28年度の収入は53億5,241万円、支出について

は、事業活動支出51億7,966万円、投資活動支出86万円、財務活動支出594万円の合計として51億8,648万円になった。支出については、全てこの三つを合計してということになるので、議案書4ページの※8に記載している。

結果として、28年度の当期収支は、1億6,592万円の黒字となり、前期繰越金40億4,295万円を加え、次期繰越金として42億0,888万円を計上する。

次に収入について、簡潔に説明する。会費収入は、51億1,436万円で、予算を3,551万円上回っている。これは、平成28年4月から一般会費が月額1,600円減額され、月額1万2,400円、修習終了2年未満の方は800円の減額となり、月額が6,200円となったために、平成27年度の会費収入と比較すると4億0,796万円の減額になっている。

次に登録料については、4,762万円であった。事業収入は、出版物収入、広告料収入及び研修受講料収入からなるが、昨年7月から研修につき、クレオで受講できるライブ実務研修、それからeラーニングについては原則無料となったので、この収入が非常に少なくなったことで、事業収入合計は6,328万円である。諸受入金については、9,376万円である。これは日弁連交通事故相談センター、弁護士国民年金基金など、外郭団体に日弁連の職員を外向させているので、その人件費の回収が主なものである。

また、預金利息収入については、低金利のため8万円にとどまっている。雑収入は、身分証明書の発行手数料、印税、販売手数料等だが、2,692万円となっている。

他会計からの繰入収入は、保険事務特別会計が議案書23ページに記載されているが、日弁連職員が事務作業を担当しているので、当該職員の事務作業相当として月額100万円、年額として1,200万円を繰り入れている。

次に、支出について説明する。会議費は、総会費以下全科目について、予算の範囲内に収まり2億1,027万円となり、5,452万円の予算残となった。委員会費は、10億7,545万円の予算につき9億3,008万円の支出となって、1億4,536万円の予算残となった。

内訳は支出超過の委員会が、人権擁護委員会等17委員会だが、全て科目内流用で対処した。支出超過の主な理由は、委員会会議への出席率が高かったり、臨時の会議が行われたことなどで、当初予定よりも旅費がかさんだことが主なものと聞いている。

日弁連刑事弁護センターについては、改正刑事訴訟法の全国一斉基礎研修を実施するために、経理委員会の承認を得て、委員会費の予備経費から1,000万円を充当している。

事業費は11億0,047万円の予算に対し、支出は9億4,363万円で1億5,683万円の予算残となっている。人権救済調査室費、広報室費、身分証明書製作費、再審支援費の4科目が若干支出超過となったが、これも科目内流用で対処している。

事務費は24億8,840万円を計上したところ、22億8,329万円の支出となり、2億0,510万円の予算残となった。

一般会計から特別会計の繰入れは、退職手当積立金特別会計、会館特別会計、法律援助基金会計、事務職能力認定試験・研修事業特別会計、日弁連ひまわり基金会計に対して、それぞれ決算書記載のとおり支出をしている。以上が事業活動支出である。

投資活動支出と財務活動支出は、投資活動支出はソフトウェア等の支払が該当し、財務活動支出はリースの支払が計上されている。

これらを控除したところ、1億6,592万円の黒字となり、次期繰越金が42億0,888万円となっている。

次に、特別会計について簡単に説明する。日弁連は16特別会計あるが、このうちの主な会計について説明する。退職手当積立金特別会計は、平成22年度以降、毎年一般会計から1億5,000万円の繰入れを行っている。平成28年度も同様である。他方、平成28年度の退職金の支払は4,795万円である。

会館特別会計について説明する。収入は、会員一人当たり月額800円を一般会計から繰り入れており、その合計で3億4,113万円となっている。支出全体としては、5億5,531万円となっているが、このうち3億円は会館の20年目の大規模修繕に向けた積立てとなっている。大規模修繕積立金は、3年連続で積立て10億円となっている。

災害復興支援基金特別会計は、昨年度、熊本地震が4月に発生したので、これについては、義援金を募り、寄付金収入として963万円となった。

支出は、主に東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部及び熊本地震災害対策本部の費用で、4,791万円を支出した。

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計で、収入は特別会費収入として月額1,100円を特別会計として立てており4億6,957万円、贖罪寄付等の寄付金収入が5,762万円である。また、一般会計から1億1,000万円を繰り入れている。

これに対し、委託事業費等の支出合計額が5億7,087万円である。

少年・刑事財政基金会計は特別会費として月額3,300円を収入として入っており、これが14億0,865万円であった。これに対して、初回接見費、刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費等の合計支出額が12億5,131万円であった。

日弁連ひまわり基金会計は、平成28年3月まで特別会費を月額600円徴収していたが、平成28年4月からそれがなくなり、一般会計から会員一人当たり月額500円相当を繰り入れることとし、それによる収入が2億0,954万円で、支出総額は2億5,453万円であった。

支出の内訳は、法律相談センター維持費が1億0,592万円、公設事務所維持費が6,446万円等であった。

以上、一般会計及び特別会計の決算は、平成29年4月17日に平成28年度の経理委員会の承認及び同日の平成28年度監事による監査を経ていることを併せて御報告する。

続いて、議長は、平成28年度監事に監査報告を求め、長谷部修平成28年度監事から、帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて監査した結果、平成28年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表

示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

米田龍玄会員（東京） 「予算書・決算書議案の3ページの4という項目の事務費の支出の冒頭を見ると、会長報酬支出という項目で昨年度は2,500万円を予算計上し、決算は2,449万4,440円となっている。平成29年度の予算は、退職金を含んで3,224万円である。

会長報酬規則は理事会だけで決められるが、平成28年1月の日弁連の理事会で、従前月額100万円であったものが増額されて、月額105万円に上がっていたことを知った。

株式会社では株主総会で決めなければならないことと平行に考えると、本来報酬は日弁連総会で決められるべきと考えるが、この点を置くとしても、この規則を前提に考えても、12か月分と見て掛け算しても1,260万円にしかない。会長報酬規則では賞与として6か月を上限として支給できるが、これを足しても1,890万円にしかない。昨年決算では2,449万4,440円となっているが、その内訳をお聞きしたい。

これに関連して、会長報酬規則第3条第5項には、賞与は月額給与の6か月分を超えない額と書かれているが、賞与が、6か月分以下のものが2回支給されると、ある程度数字があってくるが、賞与を2回支給しているとすれば、6か月分を2回支給しているのか否かをお聞きしたい。

最後に、会長はこの2年間で合計5,700万円の報酬を受けることになる。非常に気の遠くなるような多額のお金である。年収300万円ないと結婚できないと言われているので、2年間で19回結婚する分のお金ということになるが、会長は、会員が2,500万、2年で5,700万円の報酬を得ていることを周知して、会員の了解を得られていると思っているか。また、弁護士の収入難が叫ばれている中で、困窮している若手弁護士も含めた会員が納めた会費の中から、会長が月に直して200万円もの報酬を得ることについて正当性があるとお考えか、御意見をお聞かせいただきたい。」

議長は、執行部に答弁を促した。

早稲田平成28年度経理委員長 「会長報酬については、会長報酬規則で規定があるが、月額105万円と賞与、退職慰労金の規定はあるが、その他として公邸の費用の規定がある。

その他の費用としては、公邸、今回の中本会長は大阪弁護士会の会員であるので、東京に家を借りる住居費がある。住居費と、それから大阪に帰る移動費である。内訳は、今調べている。」

会長 「こんなにたくさん頂いているのかというのが実感である。源泉されると100万円にも満たない金額しか振り込まれないので、そのぐらいかと思っていたが大変な高額なものを頂いている。これは、いよいよ一生懸命会長職を務めなければいけないと、このように今決意した。これまでも一生懸命やったつもりだが、これからはなお一層この給与にふさわしく、頑張りたい。」

早稲田平成28年度経理委員長 「内訳は、月額給与については、105万円の12か月で1,260万円、賞与が夏262万5,000円、冬が367万5,000円。旅費が139万4,440円で実費計算だと思う。公邸借入費は、420万円である。」

米田会員（東京） 「差額が公邸ないし旅費交通費と伺った。しかし、この予算書を見ると、別途、旅費交通費の欄があり数字が計上されていることと、それからこの会長報酬の中に含まれているということは、弁護士会としては、公邸の賃金、あるいは大阪との交通費は、会長に支給される報酬と認識をされていると思う。

そうであるならば、会長報酬規則に定めがなければならないが、会長報酬規則には、給与と賞与と退職金慰労金しかあがっていない。会長報酬規則の定めである給与と賞与と退職金慰労金を超えて支給をされている根拠を追加でお知らせいただきたい。」

議長は、執行部に答弁を促した。

早稲田副会長平成28年度経理委員長 「会長については、従前からそうしていたからとしか言いようがない。副会長については副会長報酬規則が別途あり、副会長報酬は月額50万円で、副会長の宿泊費については、役員旅費支出から出ている。

この違いがなぜかは、はっきりしたことは分からないが、副会長は、実は常勤扱いではないが、会長は常勤扱いのため、かなり昔から会長報酬が出ていた。副会長は、平成18年度から初めて報酬が出ることになったが、それまで副会長は無給であった。

その関係で、おそらく副会長報酬規則を作ったときに、副会長は50万円で、それまで出ている副会長の宿泊費、旅費及び交通費については、そのまま旅費・交通費から出していたと思われるので、そのときに会長報酬規則と合わせなかったという理由は、今すぐには分からない。」

米田会員（東京） 「執行部からの回答は根拠が明瞭としない。監査人に、それで適正と考えているのかお聞きしたい。」

長谷部平成28年度監事 「会計規則がはっきりしていないようだが、会計慣習があり、それに則って従前処理をしていると考えている。」

及川智志会員（千葉県） 「法曹養成と共謀罪に関連して、質問する。

法曹養成制度改革実現本部についての平成28年度の予算・決算があり、平成28

年度予算1,250万円に対し、決算は767万円と、予算の4割の482万円が消化されていない。十分な活動ができていないのではないかと疑問があるので、なぜ、これだけ予算が余ったのか。年度当初にどのような活動を予定していて、結果として、どのような活動ができて、どのような活動ができなかったのか、お聞きしたい。

それに関連して、この法曹養成制度改革実現本部は、理事会内本部であるが、理事を除いて何人の委員が所属しているのか。そして、その委員はどのような基準によって選任されたのかお聞きしたい。

それから、共謀罪の関係の予算が800万円、これが263万円と、やはり3割以上余っている。そうするとこれも十分な活動ができなかったのではないかと思われるので、どのような活動ができて、どのような活動ができなかったのか、総括していただきたい。」

議長は、執行部に答弁を促した。

早稲田平成28年度経理委員長 「法曹養成制度で今分かるものをお答えする。

法曹養成制度改革実現本部は、当初1,250万円の予算を組んでいたが、767万円の支出であった。これには、法曹養成制度改革実現本部のメンバーを決めるのに若干時間が掛かったことと、理事会内本部が主に行っておりほかの委員会に比べて旅費がかかっていない。理事は理事会としての旅費の支給があるので、この767万円は、ほぼ理事以外の幹事及び本部委員だと思うが、そのメンバーについては、調べるので、少しお時間を頂戴したい。」

吉岡副会長 「共謀罪法案対策本部の委員は、結構人数がいるが、テレビ会議をよく利用しており、旅費の節約に努めた。その結果、かなりの余剰が出たということで、決して活動費を惜しんだわけではない。」

淵上副会長 「今の数字なのでほぼ同数字と御理解いただいて、本年度の数字を申し上げたい。

本年度の法曹養成制度改革実現本部については、事務局員が22名、幹事が14名、そのほか委員が理事の方々全員という構成になっている。

昨年の活動は、事務局会議は、毎月1回のペースで6月からであるが計10回、幹事会は計5回開催した。昨年度の予算と決算の相違に関しては、先ほどの共謀罪法案対策本部と同様、テレビ会議等を使って交通費を削減したこと、そして、法曹志望者の増加に向けた取組を行ってきたが、思ったほど各会で実現できず、少し予算が余ったと理解している。」

議長は、理事以外の委員及び幹事の人数と選任基準について執行部に答弁を促した。

淵上副会長 「会長指名である。」

及川会員（千葉県） 「会長指名は分かっている。会長指名するときの基準について、どういう理由で選んでいるかを伺っている。14名しか選んでない、3万9,000人の中から。」

議長は、執行部に答弁を促した。

会長 「各地から比較的公平に委員を選んだ。ロースクール問題が中心になるかもしれないということで、若手の会員を中心に選んだ。また、意欲的な会員を中心に選んでいる。」

芦田一憲会員（神奈川県） 「委員会の活動費が予算よりオーバーしたということだが、そのうちグリーンを支給は、いくらか。会規上はグリーンを支給することになっているが、各委員会の申合せで基本的には普通車ということだが、中にはグリーンを支給している委員会もあると理事会でも報告があったから、どこの委員会がグリーンを使っているのかをお知らせいただきたい。

二つ目だが、日弁連の定期総会は去年は旭川でやったと記憶している。旭川でやったことで、日弁連職員の移動費がかさんでいると思うが、その移動費を教えてください。」

早稲田平成28年度経理委員長 「委員会費の6割ぐらいが大体旅費・交通費であり、かなりの委員会がグリーン料金を返上し、その金額をもって出席がたくさんできるようにするとか、ほかの委員会活動に使うという努力をしている。

グリーンを返上している委員会が幾つあるかは、直ちには答えられない。また、グリーン料金だけをピックアップして計算すると、手間が掛かり、これも今すぐには答えられない。本日中の回答は難しい。」

議長は、旭川における総会の移動費について執行部に回答を促した。

早稲田平成28年度経理委員長 「職員の移動費も、今すぐには答えられない。ただ、定期総会は、東京と地方会が1年交替で行う。日弁連としては東京だけで定期総会を開催するのは、好ましくないと思っており、多少交通費がかかっても、やむを得ないと考えている。」

弓仲会員（第一東京） 「共謀罪の対策本部について、テレビ会議等で節約ができたという話であったが、市民への宣伝とか日弁連の見解を示すという意味で、宣伝物はとても大事だと思う。

3月か5月か、都内の3か所で東京三会と日弁連共催で街頭宣伝を行ったが、3月のときの日弁連の配布資料をよく見ると2004年、2005年、2006年当時に議論された共謀罪についての議論のパンフレットを配布したという現状があった。もちろん、去年の8月にこの問題が大きく動き出した。それ以後、法案が確定するま

でに時間が掛かったということで、適切な時期に適切な宣伝物を作るのは難しかったのかもしれないが、やはり大きく市民に訴えて、本当に廃案にするためには、その時期その時期に適切な配布物、宣伝物を作成して配布する努力が必要であったと思う。

これから、短期間の決戦ということもあるが、これからの宣伝物を含めて前向きに考えていただきたいということと、去年のこの二百何十万円余っているという予算の執行の中で、どのような宣伝物に費用がかかっているのか、どういうふうに作られたのか教えていただきたい。」

吉岡副会長 「昨年度は、まだ法案が決まっていない状態であるので、ビラ等については作成をしていないからかかっていない。

今年度に入り、法案を見て、ポンチ絵等を作成した。ただ、A4のビラ程度のものであり、金額自体はそれほどかかっているはいない。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

〔第2号議案〕平成29年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

〔第3号議案〕平成30年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成29年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成30年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

澤野正明副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

平成29年度の一般会計の予算規模は、収入面においては、55億2,909万円を計上している。平成28年度の決算との比較では、1億7,667万円の収入増を見込んでいる。支出面においては、会議費2億6,770万円、委員会費11億0,530万円、事務費24億8,284万円としている。その他、予備費1億円などを計上して、支出全体としては59億6,664万円とした。その結果、単年度収支では4億3,755万円の赤字とした。

日弁連の収入の大半を占める会費収入は、52億8,620万円を計上している。登録料は、4,843万円とした。事業収入については、昨年7月から研修受講料が無料化されたため6,250万円に減額した。雑収入は、会長選挙の納付金による収入などを踏まえて3,666万円にした。他会計からの繰入収入は、保険事務特別会計から1,200万円を繰り入れることとした。

以上により、平成29年度の一般会計の収入として55億2,909万円を計上し

た。

一般会計の支出は、まず、会議費関係は、日弁連の迅速・適切な会内合意の形成、情報伝達が会の内外から要請されている実情にあるので、従前どおり理事会を月1回、2日間にわたり開催することを前提にする。

さらに、緊急の課題に迅速に対処するためのワーキンググループなどの活動の諸費用に充てるための経費を役員協議会関係費として計上している。委員会費には、様々な分野での委員会活動が日弁連の活力の源泉であるという認識の下、過去5か年の予算・決算を踏まえて事業計画を検討し、予算を配分した。

事業費関係は、本年度も弁護士会に対する支援については、特に配慮した。平成27年度以降、弁護士会支援費として、弁護士会に対して100万円を上限に援助を行ってきたが、本年度も同様に支給することとした。

弁護士会シンポジウム等開催補助金については、決算実績を踏まえて5,000万円に減額したが、補助金の支出基準は変更していないので、十分な補助が可能であると考えている。また、小規模弁護士会助成費に5,400万円、弁護実務修習援助費に1,600万円を計上した。近年、広報活動の取組を強化しているが、今年度は、広報宣伝費を昨年度比で400万円増額し、1億円とした。平成27年度から、女優を起用した広報を開始したが、戦略的な広報活動を全国で継続的に実施できるようにした。

また、「ひまわりお悩み110番」「ひまわり相談ネット」運営費に4,500万円を計上した。依頼者見舞金については、年度における支給額の上限は1億円を超えない額を目安に、理事会が定めるとなっているが、今年4月の理事会で今年度の上限は5,000万円と定めたため、弔慰金・見舞金支出の項目に5,000万円を計上した。

なお、依頼者見舞金の支給の申請がなされた場合の調査等に要する費用は、依頼者見舞金制度運営費支出として400万円を計上した。また、今年度は8月に第55回A I J A (若手法曹国際協会)年次大会が、9月に第30回ローエイシア年次大会が、いずれも東京都で開催される。会員の国際化を支援し、弁護士の活動領域を国際的にも拡大するために、これらの会議に参加する若手会員に対しては、参加費を補助する。そのため、国際室費支出に増額をしたほか、第30回ローエイシア年次大会では、当連合会主催のレセプションを予定しているため、必要経費を国際関係費支出に計上した。

なお、新設した科目としては、性別による差別的取扱いに関する相談事業費支出がある。これは、これまで委員会費の男女共同参画推進本部費から支出していた費用を移管するものである。

事務費関係は、会長報酬は、退職慰労金を含めて計上した。弁護士職員報酬は、決算実績を踏まえて若干減額したが、各種課題に迅速かつ的確に対応する人的体制を構築するのに不足はないと考えている。

特別会計のうち、主要なものいくつかを御説明する。会館特別会計については、毎月の一般会費から月額800円の繰入れがされ、これが主な収入である。支出面については、弁護士会館の維持・管理にかかる費用のほか、各種ITシステムの維持・

改修費用などを計上している。

法律援助基金会計については、月額1,100円の特別会費を徴収しているが、本年6月からは月額900円に減額になる。法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費については、事業ごとに件数に単価を乗じて算出している。少年・刑事、難民を含めた合計で約19億7,344万円となっている。

少年・刑事財政基金会計については、月額3,300円の特別会費を徴収することとなっている。平成29年度の法テラスへの委託経費は19億7,344万円のうち12億8,648万円を占めている。

日弁連ひまわり基金会計については、主な収入は一般会計から会員一人当たり月額500円の繰入れで、これによる収入を2億2,040万円計上した。これに対する主な支出としては、法律相談センター維持費に1億1,140万円、公設事務所維持費に1億0,876万円を計上した。

平成30年度の一般会計及び特別会計の4・5月分暫定予算案については、従前の例に従い、便宜上平成29年度予算案の12分の2に相当する金額を予算案として計上した。

最後に、会計規則第6条によると、定期総会において、予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められているので、総会の場において、併せて御承認をいただきたい。

以上のとおり、平成29年度予算は、限られた資金の中で日弁連の諸課題に迅速・適切に対処し得るよう、可能な限りの予算措置を講じた。執行部としては、課せられた使命を着実に果たしていけるよう、会務運営に当たりたいと考えており、会員各位の格別の御理解・御協力をお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

大澤寿道会員（第一東京） 「来年度予算の今回7ページ目の上から8行目に、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部という費目が新たに設けられ、2,500万円の予算が組まれている。

死刑廃止がもう表明されているが、死刑制度を存置するか、廃止するかは、個々の弁護士で異なる意見がある。死刑制度に関しては、個々人の死生観、人生観、宗教観などにも関わり、また、法律の専門家としての法的価値観と思想・良心に、思想・信条に深く関係するものだと思うが、強制加入団体である日弁連が死刑制度の廃止という一方の意見に偏った実現本部を設置するのは、問題があるのではないか。この点、執行部がどう考えるか、また、理事会でそのような議論はされているのか、質問したい。

もう1点、この死刑廃止のための実現本部を設置することについては、特段告知とか、知らされた記憶はない。この予算を今回の総会の直前に頂いて、こういったことが急に設けられるのを知った。ほとんどの会員は、この事実を知らないと思うが、強制加入団体として、このような進め方自体も問題があるのではないか。この点について、執行部の意見を伺いたい。」

小川達雄副会長 「昨年10月7日、福井県で開催された第59回人権擁護大会において、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言が採択された。

この宣言において、当連合会は、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきとの宣言が採択された。この宣言に基づき、この宣言の実現を期するための連合会内の体制の整備のために提案したのが、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の設置である。

日弁連内における委員会の年度は、基本的に6月から翌年5月までを年度として採用している。現在、設けられている委員会としては、死刑廃止検討委員会が2011年に設置されて以来、活動を続けているが、この委員会を発展的に解消させて、本年6月1日より、先ほど申し上げた実現本部を設置し、福井人権大会で採択されたこの宣言に基づく活動を展開していく計画である。

それで、本年3月の日弁連理事会において、この福井宣言に基づいて実現本部の設置を執行部から提案したところ、承認された。そこで本総会において、この6月からの実現本部が活動するための予算措置として、2,500万円の予算措置を講ずることをこの本総会で承認いただくためにお諮りしている。」

渡瀬耕会員（東京） 「死刑の廃止の問題は、刑事法制委員会もあり、仮釈放なしの無期懲役という他の制度との関連でも議論されないといけない問題だと考えている。死刑廃止について議論すること自体は問題ないと思うが、死刑廃止という結論を先に決めて、その思想を強制することは、憲法第19条が禁ずる思想の強制に当たると考えている。

もちろん、憲法第19条は、私人間に直接適用されるものではないが、弁護士会は強制加入団体で、私も弁護士になってから毎月欠かさず弁護士会費を払っている。その弁護士会費の中から、年間2,500万円というのは、私にとっては会費負担が重たいし、4年間で1億円というお金になる。

自分の思想・良心に反することに対して、4年間で1億円のお金を使われることは、精神的に苦痛である。したがって、これは理事会で決定したからといって、このような予算を組むことに対しては反対する。憲法第19条との関係について、お答えを頂きたい。

議長は、執行部に答弁を促した。

小川副会長 「福井宣言に基づいて、この死刑制度の廃止を2020年までに求めていくという活動は、一つの法制度の改革、もっと言えば法改正を求める活動ということになると思う。

それは、個々の会員の内心の自由を侵害するということとは、全く性質を異にするものであると考えている。そういう意味で、提案した平成29年度の本予算における実現本部の活動費の提案は、憲法第19条とは関係しないと考えている。」

山上俊夫会員（第一東京） 「思想・良心の自由に反するような会費の使い方はしていただきたくないし、執行部には、死刑存置の意見の会員がいることを踏まえた予算措置を講じていただきたい。

今回の本部設置が成功したと言えるのは、2020年度までに、死刑廃止を実現することだと思うが、長年、日弁連が国民的議論の喚起に努めたにもかかわらず、現在の政治状況、世論調査の結果が死刑廃止の方向に向かっていないことは明らかである。

今にわかに廃止実現本部を設置したからといって、2020年度、3年後に死刑廃止に至るとは到底思えない。実現の可能性は、ほぼ皆無であると言わざるを得ない状況にあると思う。株式会社であれば、成功の見込みがないにもかかわらず無謀な新規事業に投資した場合、推進した取締役、賛成した取締役の責任問題となりかねない。

死刑廃止は、言わば成功の見込みのない新規事業である。もしこれが実現しなかった場合には、今年の2,500万、来年度以降に予算措置が講じられるであろうお金について、役員の責任が発生しないのか、推進した役員、賛成した役員についての責任はどうなるかという点について、執行部の御意見をお聞きしたい。」

小川副会長 「福井宣言は、日本において、国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに、死刑制度の廃止を目指すべきことを述べている。

この採択された項目に基づいて、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、この実現を少しでも期すために活動していくのが、現在、日弁連として一つの課せられているところと考えている。

この課題がそう容易にできるものでもないとは考えている。しかしながら、一步一步実現に向けて歩を進めていくことが重要であり、そのための活動を承認いただければ6月より、この実現本部を中心に行っていくということが今回の提案である。

なお、付け加えると、日弁連としては、このような多少スパンの掛かる課題を掲げて一步一步前進させていくために、全体で取り組んでいくことは、様々な課題について、これまでも行ってきたところと理解している。

もちろん、その場合に、その年その年に、直ちにそのことが実現し得たということには、必ずしもならない場合もあることも承知している。しかしながら、その示された方向に向けて、一步一步歩を進めることが、重要ではなかろうかと考えており、来年の時点において、責任が問われることとは、性質が異なる問題と考えている。」

松本卓也会員（第一東京） 「我々弁護士は、依頼者から受けた依頼について全力を尽くすのが職責である。犯罪に遭われて亡くなられた被害者がいる場合、その被害者の遺族から事件をお受けした場合には、法廷に出てその死刑を遺族の方がお望みであれば、それを裁判所に出すことが我々の仕事である。

そうであるにもかかわらず、死刑廃止を弁護士の団体である日弁連が言うというのは、弁護士の職責との関係で、なぜ正当化されるのか。それが今の回答を受けても、全く納得ができない。この点についてお聞きしたい。

もう一つ、人権擁護大会の話が出たが、人権擁護大会でも同じように思想・信条の自由に反するのではないかという話がされたと聞いている。その中で、死刑廃止だと

いう方の意見の中には、死刑廃止が世界的な潮流であるとの意見があると聞いている。

ただ、死刑廃止がいくつかの国でなされているといっても、キリスト教圏を中心とする国々であって、我々が所属するアジアに目を向ければ、死刑を廃止していない国のほうがずっと多い。死刑を廃止したアジアの国としては、フィリピンがあるが、それも例外的である。

このような世界的な潮流だという意見があるということは、今回の2,500万円の予算の中から、おそらく海外への視察に行くという話は当然出てくると思う。この2,500万円の予算の内訳の中で、海外に視察に行く予算が含まれているのかどうか、その額はいくらなのか、どこを予定しているのか、死刑存置国への訪問は予定しているのかどうかについて、お聞きしたい。」

小川副会長 「若干、私の個人的な意見も混ざるかもしれないが、御容赦を頂きたい。

現在、死刑制度が我が国において存置されている。したがって、量刑上も、死刑はあり得る状況であることは当然である。その中で、個々の弁護士が依頼者との関係で個々の事件に取り組む活動において、どのような量刑上の要求を行っていくかということは、個々における事件での責務をどう果たすかという問題であろうと思う。

そのことと、我が国の社会において制度全体としての死刑制度が、今後も存置され続けていくことがどうであるかということとは、やはり一応別の問題として立てられることではないかと私は考える。

したがって、この制度全般における在り方をどう考えるか、どう議論するか、そしてどうその改革を求めていくかということと、現在のこの法制度下において、個々の事件への取り組む責務との問題というのは、必ずしも矛盾するものではないのではないと考える。

後半の御質問については、具体的な海外視察の予定であるとか、行き先であるとか、費用であるとか、そういうことについては、現時点においては、そこまで具体的な活動計画を子細に決めているわけではなく、回答は難しいので、留保させていただきたい。」

向笠太郎会員（第一東京） 「自分が納めている会費が適切に使われているかという観点からお尋ねする。

日弁連は、死刑執行があるたびに会長の抗議声明を出しており、今年の3月27日にも単体会会長やブロック会の代表者に対して、同様の声明を出すように求めているが、死刑判決が確定すれば、法律に基づいて粛々と法務大臣は執行すべき義務を負っている。それにもかかわらず、日弁連が法律を守るなという抗議をする根拠はあるのか。

法務大臣が法律を守らなくていいのであれば、それは国民も同じ、法律を守らなくていいということになるのではないかと思うが、日弁連は、そのような考えなのか。

それから、法律を守るなという声明を出すことについて、日弁連の会としてのコンセンサスは得ているのか。」

小川副会長 「死刑の執行は法律で定められているが、実態としては、法の名の下において、人一人の命を奪うという行為にはほかならないので、その執行自体について、そのときそのとき様々な状況が現実には存在していることは、多分先生方皆御理解いただいているところと思う。

そういう意味では、法務大臣において、かなり大きな事実上の裁量権が与えられていることも事実であり、現実には法務大臣の中には在任中に、死刑の執行を一人も許可しなかった法務大臣も実際にいることも、また承知いただいていると思う。

そういう意味において、これまでの当連合会の中での死刑問題についての議論と、これまで2004年以来実は合計3回、この問題に関する決議がされてきているが、その時々々の状況、流れの中でこの死刑執行については停止を求める、あるいは抗議の声明を出すといったことは、これまで連合会としてもなしてきたところであり、また、単位会にもそのような要請をしたということである。」

村田智子会員（東京） 「福井の人権大会では、多数の反対意見が述べられて、予定されていた時間を大幅にオーバーして3時間もの審議があった。当日出席したのが786名であったが、このうち賛成したのが546名、反対が96名、棄権が144名であった。

反対96名、棄権が144名という数については非常に少ない数であると考えるか。

反対や棄権の数が、そんなに少なくはないと考えるのであれば、なぜ今また死刑廃止を推し進めようとするのか。」

小川副会長 「今御指摘のような採決の結果で、福井の人権大会では、この宣言が採択をされた。その数について、多いか少ないかという評価についてはお答えしかねる。ただ、そういう数字の下で、この宣言は採択をされた。

したがって、採択されたこの宣言に基づいた今後の活動を進めていくための体制の整備として、今回提案する理事会で承認されたこの実現本部の予算として今お諮りをしている。」

岡村勲会員（第一東京） 「当日、福井に集まった弁護士は、日弁連加入の全会員の2%である。当時の日弁連の全会員は、3万7,606人である。そのうちの2%しか福井には集まっていない。その中で賛成者は546人。つまり全日弁連会員の1.46%である。反対が96人、棄権144人。このように日弁連の会員の1.46%しか集まっていない者が決議をした。

しかも委任状を取っていない。出る者だけで集まりなさい。2%でも1%でもいいとして決議をした。これが法律家の団体の意思決定になるか。先ほどから聞いていると、その辺が欠けている。法律的にこれが日弁連の意思になるという説明が持てる答弁は会長が行うべきだ。」

会長 「いろいろな宣言・決議については、必ずしもその大会だけで決議に至って

いるわけではない。先生もおそらく日弁連で理事をやられた経験があると思うが、こういう宣言を出すときには、まず委員会から上がってきたものを正副会長会で妥当かどうか審議をし、更にその中で、委員会から上がってきたものを理事会にかけるかどうかについても審議をし、更に理事会において、今回については何回もの理事会を経てこの宣言を採択しており、人権大会だけで議論をしたわけではない。こういう民主的な手続を取った上で、それを人権大会の場に持ち込んでいることを御理解いただきたい。」

岡村会員（第一東京） 「会内の委員会とか理事会で決めれば、対外的に日弁連の意思決定になるのかを聞いている。それに対して答えがない。高松の人権大会では、日弁連が死刑廃止の意思を表示することができないから会内合意を続ける、社会的討論を続けるという結論になっている。社会的討論、社会的合意を得て、日弁連の会内合意があり、福井の大会の決議があったのか。いつそういう手続があったのか。国民の84%は死刑存置としている。これは最近の内閣府の調査にも出ている。それを日弁連が簡単な手続で変更しようとする。いつ国民的な議論があって、人権大会に至ったのかを聞きたい。

今の答えは答えになっていない。内部の手続をいろいろとったからいいということではない。」

議長は、執行部に答弁を促した。

会長 「今の日弁連の会内合意というのは、これまでもずっと行われており、特に死刑の問題について、特別にこれを議論することではない。なぜならば、死刑存置についての先生のお考えについて、日弁連がそれを拘束することはない。あくまで、日弁連は全体としてこういう運動を進めるということであって、個々の会員について、それを拘束するというわけではないので、御理解をいただきたい。」

岡村会員（第一東京） 「社会的議論を続けようというのが高松大会である。いつそれが、こういうふうに変ったのかを聞いている。どういう手続で決めたのかを聞いている。答えがない。

それから、もう一つ。全会員の2%が集まって、しかも1.46%の人間が賛成したからといって、それで日弁連が動き出すことをやっていいのかということである。先ほどから、福井の人権大会を受けて設置したと言ったではないか。」

小川副会長 「2011年に高松で開かれた人権大会において、死刑制度について、全社会的な議論を呼びかける宣言が採択された。

日弁連の合意形成の方法はいくつかある中で、この人権大会の宣言や決議の採択は、一つの大きなその方途であると理解している。そして、決議や宣言の採択に至る過程においても理事会で、昨年の福井の人権大会についても、理事会で、この議案について繰り返し審議がされ、そして人権大会にかかることが承認されて、付された。その

中で、当然のことながら各会において、会長、理事を通じて、その議案についての議論がなされ、その意見がまた理事会に反映することが繰り返されたことも事実である。

そういう積上げの結果として、昨年の秋の福井人権大会で、今回の宣言が高松の宣言よりも一歩踏み込んだというか、一歩進んだ段階でのものとして提案され、いろいろな議論があつた場でもされたが、結果として採択されたということで、今日に至っていると理解している。

その福井での宣言に基づき、3月の理事会で実現本部の設置が承認をされ、そのための活動費として予算措置を講ずることを、本総会でお諮りしている。」

北尾会員（第一東京） 「会内の合意ができていくかどうかということについて、質問を続ける。福井の人権大会での様子が、どのようなものであったかについて、日弁連新聞には1回も出ていない。こういう決議がなされたというだけの報告である。重要なのは、人権大会において、どのような議論がなされたかの広報、そして賛成票は何票であつて、反対票は何票あつて、そして144票の棄権をされた方々は、思想・信条の自由に関わる問題について、日弁連がいずれかの選択を迫るのはやるべきではない。だから、個人的には死刑制度廃止に賛成するが、この場では決議をすべきではないという意見を表明されて、棄権をした。そういうことを日弁連新聞を通じて広報をしないでいて、会内合意ができたと言うが、本当にそう思っているのか。」

小川副会長 「そのように認識している。」

米田会員（東京） 「京都弁護士会では、2012年に死刑の廃止について、総会に諮って否決されている。今回理事会で京都弁護士会が反対していることについて、発言はされたか。今回の予算案について、意見を述べたり反対をされたか。」

小川副会長 「現在、日弁連の担当副会長として、答えている。この議案に対する私の立場、姿勢というのも、それに尽きる。各単位会でいろいろな議論があることは承知している。この種の決議で、総会で可決成立させた単位会があることも、また承知している。

しかし、そういう話ではなくて、日弁連全体として、今回、今の状況でこの宣言に基づくこれからの活動の体制の整備ということで、担当副会長としてこのように説明をし、また答弁した。」

米田会員（東京） 「この場での質問、答弁ではなくて、理事会でしかるべきことを言ったのかという質問である。」

議長は、予算案との関係が分かるように質問するよう促した。

米田会員（東京） 「この予算案は、日弁連の理事会ではきちんと決議を取られていると思う。しかし、死刑実現本部の予算を計上することについて、京都弁護士会で

は死刑廃止の決議が否決されているから、そういうことを予算として計上すべきではないという意見を述べたのかどうかということである。」

小川副会長 「そのようなことは一切述べていない。担当副会長として必要なことは述べるが、個々の単位会において、どうだこうだという話が、必要な場合には必要なことを述べると思うが、今回そのようなことは述べていない。」

中村竜一会員（第一東京） 「先ほど来、死刑に関して会内合意のことが話に出ているが、先日、私のところに届いた関弁連だより2016年12月号には会員を対象にした死刑についてのアンケートが載っている。それによれば、死刑制度に賛成が38%、保留が16%、反対46%で、反対している会員がこのアンケートの結果では半分にも届いていないが、会内合意として、もう既に形成されたと考えているか。」

議長は、執行部に答弁を促した。

小川副会長 「今示されたアンケートを子細には知らない。会内にいろいろな議論、御意見があることは、十分理解している。予算承認を頂いたら、これで議論が終わりとか、出来上がっているということではなくて、6月1日以降、この実現本部を中心に、これからも様々な議論を各単位会の中、弁護士会全体の中そして弁護士会の外においても、更に進めていかなければならないと考えている。」

大澤会員（第一東京） 「今回の死刑制度の廃止だけを掲げた今回の予算は問題だと思い、ここ1、2週間ぐらい若手の弁護士に電話をしたところ、多くの若手は、問題ではないか。死刑廃止という結論ではなくて、一方的な立場に立ったことをやるのが問題ではないかとのことだった。

しかも、会費を使うことすら知らなかった若手の弁護士が多数いた。その上、その疑問に同じように共感し、この場に10名強の弁護士が私の1、2週間の声掛けで参加した。これは全弁護士からすれば少ないかもしれないが、今日の実際の参加ということを見ると、かなりの人数になると思うので、是非若手の意見として聞いてほしい。

日弁連新聞では、紛糾した内容を、遺族支援者から貴重な意見をいただきましたというこの1行だけで説明している。

また、今回の予算についても直前に知らされて、かつ、こういう廃止の実現本部を設置することは、ほとんどの弁護士は知らないと思う。諸先輩方の弁護士の先生、個々の先生とお会いしたら非常に尊敬できて、今まで私も弁護士としてやってきて、多くの先生にいろいろなことを学ばさせていただいたが、今回のこの死刑廃止の実現本部の設置や予算の組み方、これが果たして民主主義に立ったものと言えるか。

私は弁護士として誇りを持って仕事をしている。多くの先生は本当に尊敬している。ただ、今日の話聞いていて、組織になったときに、会長の報酬が従前こうだったからとか、あとは委任状のやり方とか、本当にこれで組織としてきっちり議論してやっ

たと言えるのかどうか甚だ疑問を持っている。日弁連新聞における遺族支援者から、貴重な意見を頂きましたという程度の説明にとどめた理由についてお聞きしたい。」

議長は、執行部に答弁を促した。

出井事務総長 「日弁連新聞の記事について、おそらく現在の担当副会長は、答えることはできないと思う。」

議長は、回答を留保する趣旨か確認した。

出井事務総長 「できません。」

芦田会員（神奈川県） 「まず一つ、総会の会費についてお伺いしたい。今年度総会は東京なのにクレオを使わずに、パレスホテルを使っているが、その借りた費用は、いくらか。その金額を、例えば若手なり、地方の会員が来る交通費の補助として支給して、もう少し弁護士の数が集まることを考えなかったか。

2点目は、会長の報酬は、東京での住宅の費用も入っているということで根拠規定はないとのことだが、少なくとも今年度の予算では、根拠規定ができるまで支給しない形で予算を修正する気があるか。

三つ目は、今年度総会が東京であることで、予算書を見ると4番の事務費支出のところだが、旅費交通費と褒賞慶弔費支出が大体500万円ずつぐらい下がっている。これは職員が地方に行かなくて済んだり、あるいは被表彰者の旅費が東京で開催されることで、かなり削減されたからではないか。

あと委員会の旅費だが、グリーン費は、会規上は支給されるということになっているが、支給をやめるという形にして、あと航空券も実費支給、例えばパックを使って安くあげるということで、全体的な予算を削減する気はないかということをお伺いしたい。」

澤野副会長 「この会場費は270万円である。それから旅費交通費を検討するつもりはないのかは、現在執行部において検討中である。2番目の会長の旅費を支給する根拠がないというのは誤解であり、どこに計上するかという問題であり、会長の旅費交通費の支給の根拠規定はある。会長の報酬のところに計上されている。これを旅費交通費のほうではなくそちらに計上しているのは慣習に基づくもので、従来からそのようにされているとの説明である。

3番目の質問はもう一度お願いしたい。」

議長は、再度の質問を促した。

芦田会員（神奈川県） 「2点目の会長報酬も再度繰り返すが、問題視をしたのは、会長の住宅費、東京で借りる住宅費は根拠がないのに、支給することはおかしいので、

少なくとも予算はまだ採決をしていないので、ここから削る修正動議等そういう対応をするのかを聞いた。

三つ目の点だが、4番の事務費支出のうち旅費交通費と褒賞費の支出が平成28年度予算と平成29年度予算を見比べると、それぞれ500万円ずつ下がっているのも、これは去年は旭川で開催して今年は東京で開催するということで、職員の交通費が減っているのではないかと。あるいは、被表彰者の旅費が東京在住の方がかなりいるので、その旅費が減っているのではないかとという質問である。」

議長は、執行部に答弁を促した。

澤野副会長 「まず、会長の公邸費に関しては経理委員会の決定で支給することができるという規定がある。それに基づいて、経理委員会が承認したので、そういう意味では根拠がある。

それから、旅費交通費を減らしたところを御指摘されているのだと思うが、これは完全に日弁連の職員の旅費交通費がたまたま決算で減っていたので、予算でも減らしているということであり、総会がどこで開かれるかということとは、関連はない。」

大久保達会員（第一東京） 「先ほどから議長が面識のある先生だけ、手を挙げた瞬間に名前を言い、それは私のような若手からすると非常に不公平だと思うし、発言の機会を奪うことだと思うので、今後の日弁連総会では、そのようなことがないように期待したい。

今回初めて日弁連総会に出席し、特にほかの先生と打合せもせず、今こうして質問しているが、死刑廃止の点について、元々法学部ではなく、理系出身、ロースクールのときに憲法の授業もはっきり言ってほとんどついていけなかった。

ただ、その中で思想・信条の自由を守ることだけはもちろん分かっているつもりであり、その中で覚えているのは、平成8年の南九州税理士会政治献金納付拒否訴訟という最高裁判決があるが、その中では明確に公的な団体である税理士会が、たとえ税理士会に関する法令の制定に関する事項であっても、そのような献金、資金支出を行うことは許されないと判示している判決だと理解している。

その上で、日弁連の目的事項に関して、弁護士法の第45条では、日本弁護士連合会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡、監督に関する事務を行うと定められている。これ以外のことは、目的外事項だと理解している。

これに照らして考えたときに、今回、死刑廃止実現本部を設置することは、明らかに思想・信条の自由を侵害すると思っている。日弁連、弁護士というのは公正・中立に職務を遂行する。弁護士会も当然そうだと理解をして、私は弁護士になった。

ところが、今回このような形で、必ずしも日弁連が中立でないということをやがわせる決議、予算執行をするのは、市民からして、非常に納得できないことだと思うし、日弁連の存在に汚点を残す、歴史上の汚点を残すことだと思う。

このような予算決定をすることは、日弁連の意義を失わせるものであり、失望した。

その上で、伺いたいのが、今の弁護士法の目的事項に照らして、今回の死刑廃止実現

本部が、弁護士に対する指導、連絡、監督に該当すると考えるか。

もう1点、仮に今回この予算が決議されたとして、私が日弁連会費のうちこの部分の予算に関する割合の会費納付を拒否した場合に、弁護士会は懲戒処分をする予定があるのか伺いたい。」

小川副会長 「御指摘は弁護士法第45条に関してであった。日弁連の機能として、各会員である弁護士、あるいは弁護士会に対する指導、連絡、監督ということの機能が明示された条項である。

ただ一方、弁護士法はその第1条第1項において、弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする、続いて、同条第2項として、弁護士は前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないと定めている。

弁護士会、日弁連もそうだが、活動というのは、先ほど御指摘の会員である弁護士や弁護士会に対する指導、連絡、監督というものとどまるものではない。今申し上げた弁護士法第1条、その第1項を受けた第2項において、法律制度の改善に努力しなければならないと定められていることは、これ自体弁護士と弁護士会に課せられた責務であると考えられる。

だからこそ、日弁連もまた各弁護士会もいろいろな委員会を設置し、それを中心にして、多様な活動を行ってきているというのが、これまでの経過であり、またこれからもそうではないかと思う。」

会長 「懲戒手続は単位会に任されており、日弁連は答えを控える。」

酒井宏幸会員（長野県） 「ただ今の回答によると、弁護士法第1条をもって、弁護士会があたかも人権擁護の団体であるという回答があった。個人の責務と団体の定款による目的は明らかに法律解釈としては別物である。そこを混同されているという回答で良いか。」

小川副会長 「先ほどの答弁は、団体としての日弁連のよって立つところ、そしてその活動の内容、幅も含めて、その活動の内容について、お答えした。また、そのためのこの予算措置を講ずることの提案である。

したがって、個々の会員がどのような意見を持ち、また、それに基づいて、どのように議論をされ、行動されるかは、次元が異なると思う。」

一瀬晴雄会員（第二東京） 「同じ質問が繰り返されており、執行部の説明責任は尽くされていると考える。討論に移り、賛成意見も聴いた上で採択に入りたいと考え、質疑終局の動議を提出する。」

議長は、質疑終局の動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員20名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、その後動議につき採決したところ賛成多数で

あったので質疑を終局し、討論に入る旨を宣した。

松村口彦会員（第一東京） 「第2号議案のうち、実現本部の設置及びその予算を付することについて、反対する立場から意見を述べる。

死刑の執行に抗議する会長声明について、そのタイトルが平成28年3月25日までは、死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、死刑制度の廃止についての全社会的議論を求める会長声明となっているが、福井の宣言以降は、「強く抗議し」までは同じだが、改めて死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求める会長声明とタイトルが変わっている。

このタイトルの変化から考えるに、日弁連は僅か546名の会員によって採択された福井の人権宣言をもって、死刑制度の廃止についての全社会的議論が終了したと考えているものと思料される。しかしながら、第8号議案にも出てくるが、日本国憲法の基本的原理である国民主権の立場からすると、このような重要な法律改正をするに当たっては、国民の考え、意思に基づいて、その国の歴史、文化、伝統、そして社会の現状を踏まえた上での法制度の立案が必要になってくると思う。

しかしながら、平成25年11月の内閣府世論調査においては、国民の約8割が死刑制度の存置に賛成しており、改めて主権者である国民の意思を確認することなく、何ら実体のない国際社会の潮流などというものに付和雷同し、僅か数百人の会員によって採択された宣言をもって、死刑制度を廃止する活動を行うことは、立憲主義を支える国民主権の原理を否定することになるものと考ええる。よって、この実現本部の設置及び予算の付与について、反対を申し上げる。」

米田会員（東京） 「2号議案について、修正動議を提出したい。動議の内容は、平成29年度予算について、特別委員会費の死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の委員会費として計上されている2,500万円を削ったものである。」

議長は、修正動議について執行部の意見を確認した。

澤野副会長 「執行部は原案を維持する。修正案は、2,500万円を削ると合計額と所要の部分の修正が必要になるので、その部分を含めての修正案ということを御確認いただきたい。」

米田会員（東京） 「修正動議を提出する。委員会費2,500万円を0にして、その他合計になっているところがあり、一般会計に委員会支出という記載もある。そのあたりの所要の数字を修正するというものである。一応、計算はしているが、ここで言うのと長くなるので、そのように理解されたい。」

議長は、修正案として扱うこととし、具体的な修正箇所の指摘を求めた。

米田会員（東京） 「予算案の7ページ、委員会費内訳の特別委員会費の死刑廃止

及び関連する刑罰制度改革実現本部の委員会費として計上されている2,500万円を0とする。一般会計の特別委員会費支出の小計は8億8,560万円に、予備経費との合計は、10億8,030万円となる。

これに伴って2ページの2の委員会費支出の特別委員会費支出が9億3,560万円に、常置委員会との合計、括弧内の数字だが、これが10億8,030万円となる。これに伴い、事業活動支出計は58億2,564万円に、事業活動収支差額は2億9,650万円のマイナス、また当期収支差額は9億1,255万円のマイナスとし、次期繰越収支差額を37億9,633万7,150円とする。」

議長が修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、後に採決することとして、討論を続けた。

後藤啓二会員（兵庫県） 「修正案に賛成の立場から意見を申し述べる。死刑制度廃止を日弁連が決議あるいはそれを踏まえてその実現本部を設置することに大変な問題があることは、皆様お分かりのとおりである。

1点目は、そもそも人の思想・信条に関わる問題で、強制加入団体である日弁連が決める問題ではないという憲法上の問題である。そういうことを、法曹団体である日弁連がやっていいのかという非常に根本的な問題である。

2点目は、決議の正当性である。福井という遠隔の地で、僅か出席者786名、全会員の2%で決議をしたことは株式会社であれば明らかに違法である。そんなことを日弁連がやっていいのか。しかも、なぜ福井の人権大会で行ったものが、日弁連が決議したことになるのか、全然分からない。

3点目は、被害者遺族のために活動している弁護士が少なからずいる中で、被害者遺族の側に立つ弁護士の業務を妨害する。業務の妨害というか、信頼も失う、しかも個々の弁護士の信頼だけではなくて、弁護士全体の信頼を失うことである。

4点目は予算がかかる。2,500万、これは何年かけるつもりか分からないが、多大な予算を投入しようとしている。それなら若手弁護士の会費を削るべきであるということが合理的である。

上記のように、非常に多くの問題があり、死刑廃止問題に熱心な方々が自分でやればよい。自分のお金で、有志の会を作り国連に行って、弁護士会の金ではなくて、活動すればよい。死刑存置の弁護士は皆そのようにしている。みんな自分の金でやっている。それをなぜ、死刑制度廃止は、弁護士会の名において、弁護士会の金でやるのか、これは自分の金で是非やってほしい。執行部がわざわざ弁護士会の内部に亀裂を生じさせている。それも防ぐことができる。是非自分の金でやってください。私どもはそれまで反対しているわけではないので、この修正動議に賛成する。」

高橋正人会員（第二東京） 「第二東京弁護士会の弁護士として発言する。修正動議に賛成する。死刑廃止という考え方も分かる。よく法廷で話を聞くと、加害者を死刑にしたところで亡くなった被害者は生きて帰ってこない、だから加害者をちゃんと生きて償わせるべきというわけである。

しかし、被害者の立場からすれば全く逆である。加害者が、償って反省して、更生すれば死んだ被害者が生きて帰ってくるなら、いくらでも更生してくださいと思う。いくら反省したところで、生きて帰ってこない。だから死んで償ってくれと言っている。国民の被害者の多くは、みんなそう考えている。だから、85%が死刑存置に賛成している。

弁護士の弁護士による弁護士のための弁護士会ではないじゃないか。本来なら、弁護士の弁護士による国民のための弁護士会でないとだめじゃないか。社会正義の実現と基本的人権の擁護としか書いていない。弁護士の人権擁護などどこにも書いてない。国民の人権擁護のためにある。それをこんな一方当事者だけの意見だけで、2,500万円という予算をつけて、被害者の多くが何と思うか。誰が弁護士を信頼するか。日弁連を誰が信頼するか。2,500万円を通すべきではないと思う。

弁護士会にいつも嘸みつくが、本当は弁護士会大好きである。なぜなら、こんなことを言えば組織では普通は解雇だが、全然、解雇されない。こんな表現の自由のある組織はないと思っている。だからこそ、日弁連に目を覚ましていただきたいと思っている。」

芦田会員（神奈川県） 「修正動議を二つ出す。一つ目は、会長報酬に会長の住宅費が含まれるというのが報酬ではない。一般人が会長報酬に、住宅費まで含まれているとは思わないので、420万円は、削減した金額で予算計上をするという修正動議を出したい。

もう一つは、3号議案である。平成30年度の4月・5月分暫定予算の総会費支出である。総会は、こういう高級なホテルを借り切ってやる必要はなくて、クレオで十分定員が入るはずである。現に臨時総会はクレオでやられている。クレオであれば、例えばテレビ中継等を使って、各高裁支部の会館等を結んで、実際に東京に来れない会員も地方からテレビ会議で参加することも可能になると思う。

高級なホテルを借りる270万円を削減した金額で予算計上するという修正動議を提案する。具体的には、8ページの事業活動支出の会議費支出の総会支出4,500万円のうち270万円を削ったものという形になる。以上2点、修正動議として提案する。」

議長は、修正動議について執行部の意見を確認した。

澤野副会長 「執行部は原案どおりを提案する。1点修正する。先ほど公邸費について、規定があると申し上げたが、明文の規定はない。ただし、東京以外の日弁連会長の場合には、経理委員会の決議をもって公邸費を支出する取扱いとなっている。

したがって、今年度も経理委員会の決議をもって、それを根拠として支出する。」

議長は、修正動議として扱うこととし、詳細な数字の提案を求めた。

芦田会員（神奈川県） 「一つ目の修正動議に関するものは、3ページの事務費支出

の会長報酬支出である。平成29年については、退職金を含めて3,224万円となっているが、公郵費420万円を差し引いた金額として計上すると、その関係で事務費支出や事業活動支出計がそれぞれ420万円ずつ減額されるという修正動議である。」

議長は、具体的な数字を算出しているか確認した。

芦田会員（神奈川県） 「していない。420引くので2,804万か。会長報酬支出がそういう数字になる。」

議長は、会長報酬支出を減らすと事業活動収支差額等も変動する旨指摘した。

芦田会員（神奈川県） 「それも含めて420万円削減する。」

澤野副会長 「ただ今の修正動議については、会長報酬支出からいくらかを減額した額と言っていたら、あと所要の計算は後ほど執行部のほうで行う。もう一つの修正案も同様である。」

芦田会員（神奈川県） 「会長報酬から420万円減額する。二つ目は、8ページの総会費支出のうち、平成30年度の4・5月分暫定予算額が今750万円となっているが、ここから270万円減じた額にするという修正動議である。」

議長は、最初の修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、二つ目の修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

川上賢正会員（福井） 「今回の2,500万の予算計上について一言御意見を申し上げる。

去年の人権大会以来、各地の単位会で死刑廃止決議をしようという動きが現実化してきた。滋賀弁護士会は、その前にやったということだが、そういう動きが2,500万の予算計上した上で、日弁連の圧力で各単位会で行われる。それによってどういうことが起こるか。私は地方会の一弁護士として、非常に危惧する。

死刑をどうするかは、それぞれの弁護士の思想・信条そのものである。同じ同僚の福井弁護士会の会員を尊敬申し上げている。しかし、この問題について、辛辣な対立を起こす。日弁連が各単位会で、死刑廃止についてどうするのかと刃を向ければ、各弁護士会は対立する。私はそういうことは見たくない。

それぞれの思想・信条において、死刑を存置するか反対するかはやればいいが、弁護士会で、総会でどうするか、各単位会でどうするかということ、武士の一騎打ちみた

いな形は、本当に避けてほしい。そうなることを皆さんは危惧している。地方会は、それを危惧している。それはやめてほしいと。2, 500万もかけてやるような話ではない。」

北尾会員（第一東京） 「修正動議に賛成する立場で討論する。死刑廃止実現本部は、昨年の福井における人権大会での決議に基づいて、設置されたものであるとの説明であった。

福井での死刑廃止宣言についての討議は、異例の長さで3時間に及んだ。公開の場で中身の濃い議論が行われた日弁連における初めての場面ではなかったか。

福井での人権大会の議論が初めてとすれば、これまで日弁連の中で中身の濃い死刑廃止についての議論が行われたことは、なかったということになる。そして、福井における決議の状況は、賛成は546、反対が96、棄権が144という分布である。決議すべきでないというものが3分の1に達する異例の事態は、人権大会の歴史上かつてなかったと思う。

日弁連は、強制加入団体である。会員は脱退の自由を認められない。憲法上の結社の自由がはじめから制限されている団体である。このような強制加入団体においては、思想・信条が異なる者が存在することが、当然予定されている。

したがって、会員の思想・信条に深く関係する事柄について、日弁連が会としての意思を決めようとする際には、極めて慎重に行動する必要があるのは、当然である。

この観点から、福井の人権大会での決議を見れば、たとえ多数決で決議されたとはいえ、会員総数の僅か1.45%にすぎない者の賛成で事が運ばれる。このやり方に大きな疑問がある。

また、死刑廃止実現本部は、日弁連理事会決議によると平成33年5月31日まで4年間存続するとのことであるが、年間2,500万だったら総額1億円である。2020年は、国連の国際人権規約委員会が東京で開催される年に合わせているということだと思う。

本日の議論でかなり多数の会員が、死刑制度廃止に異論を唱え、あるいは、会として、死刑の存否いずれかに与することに反対の意思を表明していることは明らかになった。それらの会員が納めた会費を、死刑廃止実現本部の費用に充てるという予算を編成した中本執行部は、あまりに強権的であると言わざるを得ない。

予算原案には、絶対に反対である。死刑廃止実現本部に充てる予算2,500万円を削除すべきという修正動議に賛成する。」

及川会員（千葉県） 「法曹養成制度改革実現本部について平成28年の予算を4割余して使い切れなかった。しかし今年度は、倍の予算を組んでいる。4割使い切れなかったのに、2倍の1,400万円の予算を組んでいる。どうしてこうなるのかを日弁連の理事会のときにお聞きしたところ、法曹志願者を増やすことなどに使う、ほかにも法科大学院の関係もあったが、ということであった。

しかし、これはすごく不合理だと思う。今の状況を考えると法曹志願者が激減しているが、合格者を減らさずに現状を維持していると、それによって需給バランスが改

善されない。それによって更に志願者が減るという負のスパイラルに陥っているが、これを今、日弁連がやろうとしていることは法曹志願者が減っているところに、人為的に志願者を増やす。そうすると需給バランスは改善されない。そうすると本当の志願者が更に減り、人為的に増やした志願者が更に増える。更にひどいスパイラルに陥っていくと思う。

日弁連はそういう無駄というよりも、有害なことにお金を使うべきではない。」

米田会員（東京） 「修正動議に賛成する立場で意見を述べる。

死刑を廃止したいと考える会員が、どのようにされるかも自由だと思う。

ただ、現在の裁判所では、死刑に処せられるのは極めて僅かであり、尊い人命を残忍な方法で、多くの場合複数名殺めた場合に限られている。そして、その死刑制度を国民の8割以上が支持をし、必要であると考えている。

多くの国民は、残虐に人の命を奪ったら、命をもって償うべきであると考えている。世界の潮流という話が出たが、あれは嘘である。自分たちが世界の中心だと思っている一部の国が吹聴しているだけにすぎない。

そしてまた日弁連執行部も、自分たちが日弁連だと思っている方々が、そのように吹聴しているだけである。執行部の考え方は、死刑制度を維持すべきであるという国民の考え方について、野蛮で、愚かな国民だと思っており、立派な日弁連様が、啓蒙してやろうという傲慢な考え方に立ったものだと言わざるを得ない。少なくとも、国民の目にはそのように映る。

そういった国民の意見に反対する方針をとることについて、団体としての意思決定が経られているのか。

福井での決議を根拠にすることは、問題があることは先ほども述べられているし、今回の予算案についても僅か1行、多くの予算案の中で1行入っているだけである。私どもが気づかなければ、そのままになっていた。

執行部は、会員に周知をすることなく死刑廃止実現本部の設置を決めて、予算に織り交ぜた。その進め方は卑劣と言わざるを得ない。強制加入団体である日弁連が死刑廃止の立場をとることについて、会員のコンセンサスは得られていないので、また、強制的に徴収された会費には、死刑を存置すべきであるという考え方を持った会員の会費が含まれている。

その中で、福井の人権大会での単なる宣言にとどまらず、強制的に徴収した会費を使って具体的な活動に移す死刑廃止実現本部の予算の計上は許すことができない。よって、先ほどの修正動議に賛成する。」

酒井会員（長野県） 「修正動議に賛成する立場から意見を申し上げる。

この会場で委任状をお持ちの執行部の皆さんにお願いをしたい。滋賀県では、死刑廃止について、反対決議がされた。そこから来ている委任状をお持ちの執行部の方々が、死刑廃止に賛成する投票をすることは、私は信じられない。

同じように、長野県弁護士会では、この問題について、全員協議会が行われた。長野県弁護士会では結論を出せなかった。つまり、県弁の意見としては、どちらにも与

しないということを決めた。

このどちらにも与しない県の姿勢をもって白紙委任状であろうが、来ている執行部の方々が、廃止に向けた案に対して賛成すると、これは県弁の多くの会員に対する裏切り行為にも等しい。委任状行使に対して強制できるものではなくお願いするだけだが、委任状を行使し、単に執行部の案だからといって賛成することのないよう、よろしくお願ひしたい。」

松山憲秀会員（東京） 「進行について動議を提出する。複数の観点から、様々な議論が出され、相当機も熟している。討論を打ち切り、採決に進んでいただきたく、討論終局の動議を提出する。」

議長は、討論終局の動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員20名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、その後動議につき採決したところ賛成多数であったので討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

議長は、まず、第2号議案に対する修正案について採決を行い、挙手による採決の結果、修正案は否決された。

北尾会員（第一東京） 「修正案に賛成したのが一体何人いるのか記録に残らなければ、日弁連総会の意味がない。少なくとも修正動議に賛成したものの数は、記録に残していただきたい。」

議長は、目視による採決を採用した。

米田会員（東京） 「精密採決するよう動議を提出する。」

議長は、既に目視による採決が行われたことを確認した。

北尾会員（第一東京） 「日弁連の意思がどのあたりにあるのかを確認することは、時間の関係しない重要なことである。」

議長は不規則発言を行わないよう指摘し、修正案が否決されたことを確認した。

（「議長不信任動議を提出する。」の声あり。）

議長不信任の動議が出されたことから、副議長が、議長不信任の動議を採決に付したところ、挙手による採決の結果、反対多数で動議は否決された。

北尾会員（第一東京） 「今の議長の采配に違法がある。議長不信任の動議として取り上げるかどうかは20名の賛成が必要なのは結構であるが、議案の説明もさせな

ければ、賛成、反対の討論もさせないまま、いきなり採決をした。」

吉田副議長 「議長不信任の動議については、1名の賛成で、採決できる。20名の賛成を聞いたのが誤りであった。よって、直ちに採決した。」

北尾会員（第一東京） 「そうであれば、そういうことだと説明した上で、手続を進めないと今私が誤解したみたいな誤解が生ずる。」

吉田副議長 「おっしゃるとおりである。議事を進められたい。」

北尾会員（第一東京） 「きちっとやっていただきたい。」

村田会員（東京） 「これから執行部案の予算の採決に入るが、それを精密採決にする動議を提出する。」

議長は、目視で採決し、微妙な状況であれば精密採決することとした。

村田会員（東京） 「目視で進めるのではなく、精密採決をする動議である。まず、動議が採択されるか諮っていただきたい。」

議長は、精密採決を行う動議は規定上存せず、採用できない旨発言した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

○議長は、10分間休憩とすることを宣した。

（ 休 憩 ）

池上副会長から、第4号議案について、平成29年10月31日に任期が満了する

資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の後任の選任、平成30年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員、綱紀審査会委員のうち6名と予備委員全員の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること並びに委員及び予備委員が任期中に欠けた場合の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

議長から、質疑及び討論を省略して直ちに採決に入る旨の提案がなされた。

野尻裕一会員（第一東京） 「一部の会費の支払を拒絶した場合の懲戒について、会長から単位会の判断になるので、答える立場にないという答弁があった。

しかし、ここでは日弁連の綱紀委員会及び懲戒委員会の選任の議案が出されている。日弁連の懲戒委員会及び綱紀委員会は、単位会の判断を変更することができる立場にある。

先ほどの答弁と、この日弁連に綱紀委員会、懲戒委員会が置かれているということの関係について説明を頂きたい。」

browse 副会長 「日弁連の懲戒委員会が行うことは、単位会の懲戒委員会が出した懲戒に対する審査請求、あるいは異議の申出に対して行うものである。日弁連の綱紀委員会は、弁護士会の綱紀委員会が懲戒不相当としたものに対する異議の申出を審査するものである。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第4号議案は賛成多数により可決された。

- 【第5号議案】 外国法事務弁護士職務基本規程（会規第100号）中一部改正の件**
【第6号議案】 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「外国法事務弁護士職務基本規程（会規第100号）中一部改正の件」、第6号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

澤野副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案は、ABSに所属する外国弁護士について、その所属する法律事務所がいわゆる投資型ABSの場合は、外国法事務弁護士としての登録を許さない、いわゆる業務参加型ABSである場合には、一定の要件の下でのみ許容するということを、日弁連の職務基本規程等に明記しようという議案である。

ABSは、弁護士以外の者に、持分又は議決権を与える事務所の形態である。大別して、投資型ABSと業務参加型のABSがある。投資型ABSは、イギリス、オーストラリアなどで認められ、法律事務所の業務に参加しない非弁護士からの出資を認めるものをいう。

業務参加型ABSは、アメリカ、ワシントンDCやドイツなどで認められている形態である。ワシントンDCの例では、法律事務所の補助として、土地開発を扱う事務所においては、エンジニアとか、建築士が出資したり持分を持つことができる。家族法を扱う事務所では、ソーシャルワーカーとか、ファイナンシャルプランナーなどの非弁護士が業務参加することが認められている。

ドイツの例では、例えば弁護士以外の専門職である弁理士、公認会計士などの一定の隣接士業がその資格に基づいて業務を提供し、かつ、持分を持つなどしている。

ABSが違法かを考えるに、まず日本では日本の弁護士、外国法事務弁護士は、法律事務を取り扱えるが、非弁提携、報酬分配の制限、依頼者紹介の対価の制限、そもそも非弁護士の法律事務の取扱いを禁止されている弁護士法第72条の規定に抵触するので、ABSは存在し得ない状況である。

しかし、今問題としているのは、外国で認められているABSに所属する弁護士が、外弁登録をしたいとして申請してきた場合、どう扱うかという問題である。2014年に当連合会の理事会で、一定の結論を出した。それは投資型ABSの場合、投資家は業務に参加しないで、弁護士業務からのリターンを得る目的で法律事務所に投資するので、所属する弁護士は投資家の利益、あるいは投資家の意向に配慮して、弁護士業務からのリターンを最大化することを目標にする可能性がある。これが依頼者の利益を最も重視しなければならない、何者からの掣肘も受けずに業務を行うという弁護士の独立性、秘密保持義務、コンフリクトの回避義務などの弁護士倫理の遵守が難しくなるおそれがあると考え、投資型ABSに所属する外国弁護士は、外国法事務弁護士として登録をすることを認めないという結論を出した。

業務参加型については、ワシントンDCの例とかドイツの例をお話ししたが、既に外国でかなり歴史をもって合法として認定されていて問題が発生していない。こういうABSに所属する外国弁護士であれば、厳格な要件の下であれば、認めてもよいとのことで、厳格な要件に言及して、厳格な要件を外れている場合には、投資型ABSの人はもちろん業務参加型のABSの人でも要件を充足しないものは、登録を拒絶するという結論を出した。

これが現状であるが、現状では会規上の明文規定がない。それから、現在の外弁登録は、個人単位であるから、どこの事務所に所属しているか、その事務所の形態は何かを聞く、具体的な内容を知る手続的な保障がないという状況にある。

そこで、外国法事務弁護士職務基本規程に第11条の2を新設し、外国法事務弁護士は、投資型ABSに所属してはならない、業務参加型ABSの場合は、当該ABSが本国において合法であり、かつ、弁護士資格を有するものが実質的に支配している場合にのみ所属が許されることとした。

一定の例外的場合以外は、ABSに所属したまま外国法事務弁護士となることが禁止される。裏返していうと、ABSに所属していたら駄目である。しかし、ABSが

一定の厳格な要件を満たした場合はよいという規定を置くということである。

それから外国特別会員基本規程に必要な改正を加えて、登録の際に、所属が禁止されるABSに所属していないかどうかを判断するために、申請者が外国で所属している法律事務所に関する資料の提供を求めることができるようにする。その他幾つかあるが、所定の手続規定を整備するものである。」

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

議長は、討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず、第5号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。続いて、第6号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第7号議案] 第69回定期総会開催地を香川県に決定する件

議長は、第7号議案「第69回定期総会開催地を香川県に決定する件」を議題に供した。

小泉武嗣副会長から、趣旨説明として、第69回定期総会の開催地を香川県とする旨の提案があった。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

芦田会員（神奈川県） 「なぜ、高松を選ばれたのか。高松を選んだ根拠をお伺いしたい。なぜかという、高松直行便を調べたら、羽田と成田と那覇、この三つしか出ていない。非常に交通の便が悪いところであり、そこに全国から集まってこいという総会開催地を決定した理由について、説明いただきたい。」

小泉副会長 「日弁連の定期総会は、東京の次は地方で行われる慣例である。その地方も各ブロックで順番であり、今年は四国ブロックで、しばらく開催していない香川県では是非とも開催をお願いしたい。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

芦田会員（神奈川県） 「修正動議を提案したい。香川県ではなく、東京の弁護士会館に限定して開催をしていただきたい。そのほうが、地方の若手会員も、東京であれば直行便もあり、仮に来られないとしても、テレビ中継を使うことで、各単位の会館を使って遠隔からの参加が可能になる。現状は東京、あるいは地方に金曜日の午後1日使って行かなければいけない。それは若手、特にイソ弁には、非常に難しい。

クレオで開催すれば、自分の勤務地に近い会館からテレビ中継もできる形になって、弁護士の参加率が上がって非常に良いことだと思うし、会場費も270万円削減できるので、経済的にもメリットがあると思う。」

議長は、執行部に意見を求めた。

小泉副会長 「是非とも香川県でお願いしたい。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、採決に入る旨を宣した。

第7号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第8号議案] 宣言・決議の件「日本国憲法施行70年を迎え、改めて憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持する宣言（案）」

議長は、第8号議案「宣言・決議の件」のうち、「日本国憲法施行70年を迎え、改めて憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持する宣言（案）」を議題に供した。

田村智幸副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

70年前、国民はこの憲法に生きる希望を見出した。女性への参政権の保障により、民主主義社会の基盤を、そして平和のうちに生存する権利の宣言の下で、かけがえない人生を、人間らしく生きる基盤をそれぞれ構築してきた。

また、憲法が現実の政治や社会との緊張関係に立つ場面にあっても、国民はこの憲法を要として、司法的救済を求め、あるいは政治への参加を行うことを通じて、憲法違反の実態を是正することに努めており、弁護士会もその取組を支えてきた。

憲法規範の実効性が確保されていくことで、憲法は国民の間に確実に定着していき、70年間、一度も戦争に巻き込まれることなく、平和な国家が築き上げられてきた。しかしながら、今日、格差社会のもたらす貧困は、個人の尊厳を侵害するほど連鎖していくことを特徴としている。内心の自由への介入が強化されている。そして、恒久平和主義に反する集団的自衛権を含む安保法制により、立憲主義の危機と言える事態

が生じている。今こそ、70年の歴史を振り返り、戦前への深い反省の下、憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持する。

併せて、豊富で柔軟な人権規定と恒久平和主義は、国際的にも大変先駆的で、市民の取組の拠り所となってきた。憲法のこれらの原理や理念と、果たしてきた役割を未来へ向けての指針とすることで、今の危機を乗り越えていくことが求められている。

憲法は全ての価値の根源は個人にあるとし、基本的人権が侵すことのできない永久の権利であると保障している。権力の濫用から、国民の権利や自由を守るために、権力分立制度を採用して、さらには憲法の最高法規性、違憲立法審査権を認めることで徹底している。

立憲主義を堅持することがなぜ今求められるのか。政治と司法を峻別することにこそ、立憲主義の本質的な要素があった。にもかかわらず、その峻別の基準やハードルが動こうとしていることに対して、しっかりとこれに抗していくこと、そして、憲法の下で政治を行うという本来の立憲主義を取り戻すことが求められている。

この憲法の基本的人権は、現在及び将来の国民に対して侵すことのできない永久の権利として信託されている。過去の国民から現在の国民へ、そして、私たち現在の国民から将来の国民へ、憲法の原理と理念を継承していく責務を負っていることを確認し、たゆまぬ努力を続ける決意であることをここに宣言したいと思う。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

米田会員（東京） 「この宣言というのは、今の憲法を改正するなど言っているのか。改正するなどというのは、どんな改正であっても駄目だと言っているのか。憲法を改正しないというのは、政治的活動ではないのか。弁護士会が政治的活動をしてよいと思っているのか。なぜ、日弁連がこの宣言をしなければならないのか、お答えいただきたい。」

田村副会長 「この宣言の提案理由の中には、一部憲法改正に関する言及はあるが、この宣言案によって、直接憲法の改正に対して、何かスタンス的なことを述べていることはない。

その上で、日弁連はこれまで自民党の第二次憲法草案については、四つの意見書若しくは決議を上げている。

さらには、全体として憲法の改正について、何か総論的な意見を述べているかというところというわけではない。憲法改正は、国民的な議論が必要なことであり、一方で国民的な議論をしっかりと聴き、憲法改正については、賛成意見もあれば、反対意見もあると思うので、それぞれについて、意見を伺いながら、日弁連執行部としては、その議論状況を整理していく必要があると思う。

以上のようなことをする限りにおいては、政治的活動には当たらないと判断している。」

議長は、更に政治活動との関係について執行部に答弁を求めた。

田村副会長 「まず、前提として、今回の議題に書かれているとおり、70年を迎えて、憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持することを確認するということであるが、政治的なこととの関係では、賛成意見に対しても、反対意見に対しても、様々な御意見があるところだと思うので、公平にお聴きしていくことは大事なことと思う。」

松村会員（第一東京） 「第8号議案の内容と会長声明の整合性について、お尋ねしたい。この宣言案の末尾には、改めて日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義と、それらを支える理念である立憲主義の意義を確認し、堅持するというふうに記載されている。立憲主義とは、およそ権力保持者の恣意によってではなく、法に従って権力が行使されるべきという政治原則であり、狭義においては、特に政治権力を複数の権力保持者に分有せしめ、その相互的抑制作用を通じて権力の濫用防止、もって権力の名宛人の利益を守り、政治体系の保全を図ろうとする政治原則である。

他方、日弁連は、死刑執行が行われる都度、死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止するという旨の会長声明を出している。死刑の執行は、三権分立の一翼を担う裁判所の確定判決に基づき、国会の定めた刑事訴訟法第471条以下の規定に従い、第475条第2項の確定判決の日から6か月以内にこれをしなければならないという規定に基づき行われている。

この規定を訓示規定であるとか、あるいは広範な法務大臣の裁量に委ねていると解釈することは、法律及び裁判所の定めた法務大臣の義務を法務大臣の恣意によって死刑を執行するかしないかを自由に決められることを認めてしまうことになる。

日弁連の会長声明によると、裁判所の判決が誤判であるとか、あるいは刑事訴訟法第479条が定める死刑執行の停止事由があるという理由で停止を求めるのであればともかく、死刑制度に反対するとか、死刑制度は廃止されるべきであるという理由で裁判所の判決及び法律に基づいて法務大臣が命じた死刑の執行について抗議し、その停止を求めるということであり、裁判所の判決や法律の規定をないがしろにするものであり、法務大臣の恣意的な権力の行使を促し、法に従って権力が行使されるべきという立憲主義を否定することになる。

以上の理由で、この宣言案が可決された後は、死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止する旨の会長声明は出されないと理解しているが、それでよいか。

仮に声明を出し続けるのであれば、その声明と立憲主義との整合性について、会長はどのように考えているかを説明いただきたい。

さらにもう一つ、こういう声明について、単位会に同じような声明を出せという要請をしていることが多々あるが、単位会の要請は、弁護士法第45条の指導、連絡、監督のいずれに基づいて行われているのか。いずれでもないとするならば、いかなる権限に基づいて行われているのか明らかにされたい。」

田村副会長 「立憲主義を堅持することと、それから死刑執行について反対する、あるいは死刑執行について抗議をする会長声明を出すことは、矛盾するのではないか

というのが、第1点目の御質問であったと思う。立憲主義は、憲法の下で政治を行うことであり、あるいは、権力者を一定原則の下で縛るということである。さらには、政治と司法の場面場面を峻別するところに、本質的な意味があると承知し、この宣言でもそのように記載した。

そのことと死刑執行をしない、あるいは法務大臣の裁量によって、されたりされなかったりすることの問題は、直接関係性のある問題だとは捉えていない。

2点目の質問の趣旨は、単位会に対して、弁護士法第45条の指導、連絡、監督のいずれによって行われているのかに言及されたと思うが、何が要するに指導、監督、連絡に当たるのか、がよく分からなかったので、再度お尋ねしたい。」

議長は、質問内容について、日弁連が各弁護士会を指導、連絡、監督する体制と会長声明を要請することとの関係であると整理した。

小川副会長 「日弁連から各弁護士会への会長声明等に関する要請はある。死刑廃止の問題に限るわけではない。先ほど答弁で弁護士法第1条第1項、第2項を引用して答弁したが、あの条項の主語は「弁護士は」となっている。ただ、弁護士法には弁護士会の章、あるいは日本弁護士会連合会の章があり、それぞれ冒頭に弁護士会を置く、あるいは日本弁護士連合会を置くという形になっている。その弁護士会あるいは日本弁護士連合会の置く目的が、第1条の目的を達するためといった趣旨が、その条項にある。

そういうことで、この弁護士会や日弁連の活動は、弁護士法第1条第1項及び第2項に定められた目的を達成するために弁護士会あるいは日弁連として活動しているというのが、先ほど申し上げた弁護士法第45条の指導、連絡、監督といったことに必ずしも限るものではない。

そして、その声明などについては、要請であり、指導のような性質とは性質を異にするものであり、日弁連として各弁護士会にもそのような声明を出していただくべく、会内で議論をし、また、そういう決議は行っていただきたいという要請をこれまで行ってきた。」

岡村会員（第一東京） 「その要請は、何条によって要請しているのか。法的権限のないことをやらないだろう、日弁連は。その要請する根拠を教えてもらいたい。」

小川副会長 「要請は、言葉を換えればお願いという意味合いをもちろん含んでいることだと私は理解をしている。したがって、そういう要請、お願いをいろんなテーマや課題について、日弁連から弁護士会に行くことは、何らかの具体的な根拠規定がなければできないというものではないと考える。」

岡村会員（第一東京） 「それは違う。要請には根拠があつて要請する。何もないのに人に要請してよいのか。通行人に私がこっち寄れ、あっち寄れと要請できるか。何かの根拠があつたときに初めて言われる。何もないのに要請ができる。要請される

ほうはたまったものじゃない。福井の先生がやめてくれと言った。もっと真面目に考えて、要請はどういう根拠に基づいてやっているのか。要請を受けた人がどう思うか考えてやっているのか。そこを聞きたい。」

議長は、再度執行部に答弁を促した。

岡村会員（第一東京） 「答えになっていない。今の答えなら、司法試験受けたら、落ちる、絶対に。」

小川副会長 「弁護士法第45条の規定を正確に確認した。日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、弁護士会に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とすると定められている。そういう意味で、日弁連は弁護士の使命、すなわち、弁護士法第1条に定めた内容をも踏まえて、各弁護士会に対して要請を行うということもできると定められている。」

岡村会員（第一東京） 「その要請は指導か。はっきりしてほしい。要請の根拠を聞いている。同じことを繰り返しているだけであって、何も回答ではない。」

米田会員（東京） 「今の質問に対する回答は、根拠がないということを確認したということではいいか。」

もう一つは、弁護士の使命に言及しているので、被害者の支援をしたり、被害者の支援をして、死刑を存置すべきという活動は、弁護士の使命に含まれないのか。」

小川副会長 「根拠は弁護士法第45条である。被害者に対する支援については、福井の人権大会でも本当にいろんな深い議論がなされたと思う。福井宣言でも、被害者支援については、非常に大きな責務であるということが述べられているとおりであり、それもまた弁護士法第45条に基づく、また、弁護士法第1条に基づく諸活動に含まれる。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

森川文人会員（第二東京） 「共謀罪を阻止し、戦争と改憲を阻もうという立場からの意見を述べたい。憲法の問題の宣言案であるが、この憲法の問題について、今、扱わなければならないのは、先日の5月3日に安倍首相が、憲法第9条に第3項を加えて、自衛隊を明記するという点について、弁護士会がきっちりと意見を言っていかなければいけないと思う。」

先ほど、会長が冒頭、今アジアは不安定な情勢と言われていたが、不安定なところではない。現在、朝鮮半島には、カールビンソン、ロナルド・レーガンなどの空母が集結している。まさに一触即発の状況にある。このような中で、憲法第9条第3項を付け加えて自衛隊を明記するという点については、つまり、自衛戦争という名前の戦争を本

当に始めると宣言しているようなものだと思う。

このような情勢の中で、私たちは弁護士、弁護士会として戦争と改憲に反対することを明示していくべきと思う。

強制加入団体という意見が出ているが、弁護士会が、全員加入制を採用しているのは、拘束されているためではなくて、権力との対決を辞さないためにも、自治のために弁護士会、弁護士自治を設けたのである。これは歴史的に明らかである。私たちは闘うために全員加入のこの団体、弁護士自治、弁護士会を存続させているのであって、言うべきことを言うのが弁護士会だと考えている。

今、安倍政権は、森友学園とか、加計学園とかの問題でぐらぐらである。それがあるが故に、その焦りのために戦争へ突破しようとしている。このような情勢下で、やはり日弁連はきちんとこの安倍政権を打倒して戦争に反対する、改憲に反対する、共謀罪に反対する、このような行為を明確にしていくことが必要だと思う。私は、この宣言案に反対はしないが、まだまだ足りないと思う。もっともっと萎縮せずに、右からの声にも萎縮せずにきちんとすべき声を出していく。そのような日弁連であるべきだと思う。」

岡村会員（第一東京） 「この宣言案に反対の立場で意見を申し上げる。日弁連は、立憲主義というが、本当は否定しているのではないか。こんなことを言う資格がないのではないか。三権分立を否定して、裁判所の決定に内閣法務大臣は従うなど言う。これは立憲主義ではない。強いて言うなら、弁護士至上主義ではないか。立憲主義であるならば、裁判所に対して死刑執行するなど言えない。

それから、国民主権をこの宣言案では言っている。国民主権であるならば、国民の80%が死刑に賛成している。この国民は、国民主権主義の国民の外へ行くのかどうか。残りの20%の人の主権主義と、こう言うのか。国民主権主義と言いながら、国民の意思に反したことをやる。こういう矛盾だらけの御都合主義なことをやる日弁連が、こんな宣言案を出す資格はない。よって日弁連は、こんな恥さらしのような宣言をすべきではないと思う。」

及川会員（千葉県） 「この宣言案に賛成の立場から意見を述べる。アジア・太平洋戦争で日本は自国民310万人を死なせ、2,000万人以上と言われるアジア・太平洋地域の他国の方々を殺した。私の二人の祖父も戦死し、遺骨も返ってこなかった。祖父が亡くなった後、祖母たちは、私の父と母をそれぞれ育て、その父と母から私が生まれた。

歴史は断続していない。連続しているものだと思う。そういう戦争の反省と戦争を止められなかったという戦争責任、それを今自覚して、戦争に向かってどんどん進んでいるこの国の状況の中で、弁護士会はしっかりと声を上げていくべきだと思う。アジア・太平洋戦争のときに、弁護士会は、大日本弁護士報国会を結成し、戦争に加担したと言われても仕方がない行動をとった。今こそ、弁護士と弁護士会は、その反省の下に、絶対に今度は戦争を止めなければいけないと思う。

1週間前、千葉県弁護士会は、同様の宣言を総会決議で採択した。圧倒的多数であ

った。こういう思いは全国の弁護士に共通している、きっと共感していただけたと思う。是非、この宣言案を採択していただきたい。」

米田会員（東京） 「この宣言に反対の立場から意見を申し上げる。宣言には反対だが、戦争をしたいと思っていないわけではない。日本が戦争してほしいと思っていないわけではない。結局、日本が戦争するかどうかということ、安保法制にどう立ち向かうかという意見というのは、要するに政治的な活動である。今、千葉の及川会員がおっしゃったように、第二次世界大戦のときは、弁護士会は大政翼賛会に属して、戦争を推し進めたと聞いたことがある。政治的な活動に関与するから、そういうことになる。

宣言をするということが、皆さんは戦争に向かうのを止めていると考えているかもしれないが、実はそれに逆行しているのではないかと感じている。政治的な活動について、日弁連は一切関与しない。中立を保つ、これが戦争へ向かわないための一番の方法だと思うので、この宣言には反対する。」

高山俊吉会員（東京） 「弁護士は、時に政治的な活動をすることがある。それはそうしなければならないという弁護士法第1条の精神に則ったときに、我々はこの発言をしなければいけないという局面があることはある。政治的な活動をしなければいけないという理屈でものを考えてはいけない。私は強く思う。一生懸命この第8号議案を作成されたことに敬意を表したいと思うけれど、まだまだこの問題意識はまだ薄い、浅いと思う。残念である。ここで、ここに集まれた多くの皆さんと、我々が本当に憲法を守るというのはどういうことをすることだという、そこを共通の認識にしたい。短い時間だけれど話をさせてほしい。

21ページに提案理由がたくさん書いてある。司法試験の憲法の答案みたいに、憲法を護るといえるのはいいことだと思うから、皆さんあまり詳細に読まれなくて、賛成の気持ちになっているとすれば、それはまだ良くないと思う。共謀罪について、10行しか書かれていない。共謀罪は憲法問題である。私の父は、治安維持法違反で逮捕されて、投獄された人間である。私はその息子である。多喜二が殺された3年前に逮捕され、拷問を受けて刑務所にぶち込まれた。なぜか。戦争に反対したからだ。そういう経過だった。そして、反対した結果、虐殺されたのが小林多喜二だ。そういう歴史を私たちは、そんなに遠くない以前に持っている。

そして日本の弁護士団体は、関東軍に感謝状を出して、戦闘機を贈ることまでやってのけた。それを拒絶する思想に、断固として立たなければいけない。それをしっかりと身に付けなかったら、多少の風が吹いたところで、もうこの国を守るために我々も頑張ろう、弁護士も一肌脱ごう、そういう議論をやることになってしまう。そのことを私たちは絶対に拒絶しなければいけない。

70周年の談話を中本会長は出された。その日に、安倍首相は改憲宣言をやった。これに対して緊急声明を会長は発したか。共謀罪に反対の集会に忙しくて出られなかった。忙しいこともあるだろう。けれども、共謀罪がどんなに重大な憲法問題であるかということについての思いを本当に持っているか。

私たちは、本当に弁護士として、今バッジを付けて立っているとすれば、このときほど、憲法を守るために頑張らなければいけないとは思わなければいけない。強く思う。共謀罪の中には、目的遂行罪という治安維持法の中で悪名の高かった条項が入っていることを皆さん、御存じか。不正の権益を維持したり、助長したり、拡大したりすることをその目的に持っているというだけで治安維持法違反になったように、この共謀罪が成立してしまう。

この宣言に反対をするつもりはない。けれど、その中身を、その深さにおいて捉えるということについて、皆さんと一緒に確認したい。その気持ちを持ってこの一月間頑張ろうじゃないか。6月18日に向けて。そして改憲を許さない。自民党が12月に改正草案を出すと言っている。2020年にはこれを実に憲法改正まで持っていくと言っている。そのことに対して、私たちは弁護士としての命をかけて頑張るときが来ているのではないかと思う。」

山下茂会員（埼玉） 「23日、埼玉弁護士会は、共謀罪の廃案を求める総会決議を出席弁護士80人ぐらいと委任状により、全会一致で議決した。確かに強制加入団体であるということで、政治的な活動をすべきではないという意見は、埼玉弁護士会にもある。ただ、弁護士法第1条の第1項と第2項を考えると、共謀罪とか、安保法制とか、明らかに人権を侵害するような法制度ができるときには、これに対しては弁護士としては断固として反対して、国民にそれを訴えて、政治を動かすべきだという点では、本当に今がその時期だと思う。

高山会員は不十分とあるが、是非これを議決して、更に日弁連もこれから共謀罪の反対、廃案、安保法制の廃止に向けて頑張っていたきたい。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第8号議案 宣言・決議の件「日本国憲法施行70年を迎え、改めて憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持する宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

【第8号議案】 宣言・決議の件「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言（案）」

議長は、第8号議案「宣言・決議の件」のうち、「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言（案）」を議題に供した。

小泉副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

一つは、中小企業者に対する弁護士による法的支援の実情である。残念ながら現状の法的支援は十分とは言えない。その原因の一つは、アクセス障害である。何らかの

法的課題を抱えているにもかかわらず、それを特に弁護士に相談すべきことと認識していない場合がある。

また、弁護士に相談すべきことと認識しても、どのようにして、またどの弁護士に相談したらよいか分からない。あるいは、費用の問題で弁護士に相談しない場合がある。もう一つは、法的支援の体制の問題である。現状では、どの地域でも弁護士が法的支援を十分に提供できる体制が整っているとは言えない。

二つ目は、日弁連はこれまで何をして、そしてこの現状を踏まえて何をしなければいけないかである。2009年10月に、日弁連中小企業法律支援センターを発足させ、2010年4月には、ひまわりほっとダイヤルを開設し、運用を始めた。ひまわりほっとダイヤルは、弁護士へのアクセス障害を少なくする方策として、年間約1万1,000件の電話がある。しかし、現状認識度は20%であり、更に周知・広報に取り組む必要がある。

また、弁護士会、弁護士会連合会と共催して全国各地における中小企業関係機関、団体の関係者と意見交換を実施してきた。直接意見交換ができる機関であり、弁護士に特に相談することはないという認識を変えるきっかけとなったり、弁護士会の取組を強化させるきっかけになったりするなど、重要な役割を果たしている。

これまでの開催は21回であるが、より多くの地域で実施して意見交換をする必要がある。更に創業、事業再生、事業承継、その他の課題についても、調査・研究・提言を実施してきた。各地でセミナーを開催したり、会員向けの研修をしたり、実務書の刊行、各弁護士会の取組事例をまとめた事例集を作成したりした。引き続き、これらを充実させる必要がある。

裁判以外の法的課題についても、弁護士が活用できることについて、広報活動をしてきたが、これまで以上に広報活動をする必要がある。また、弁護士費用が、アクセス障害の一つになっていることを考えると、弁護士を利用できる保険制度などができるように取り組む必要がある。

最後は、総会宣言の必要性である。弁護士による法的支援が十分には及んでいない現状は、昨年の調査でも明らかになった。この現状が続くと中小企業・小規模事業者が経済、雇用の主要な担い手であるだけに、極めて多くの人々の権利と生活に悪影響を与える。

また、現在の経営者の年齢分布を考えると、今後5年程度で多くの中小企業が事業承継の時期を迎えると予想されており、対応が今すぐ求められている。この総会宣言は、これらの現状や課題を踏まえて、中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進することを宣言するものである。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

田畑元久会員（山口県） 「この宣言の目的は、32ページのところに経営者・事業者、従業員、取引先、その家族等の全ての関係者の暮らしと権利が守られる社会の実現を目指すこととされていて、それは大変結構なことだと思う。

そして、具体策もなるほどと思えるものが多くて、それで安心して見落としていた

が、改めてよく読むと一つ異質に見えるのが海外展開支援である。山口県から海外展開して飛躍した企業の代表格は、ユニクロを展開する会社だが、展開先でも、日本でも労働問題を起こしたり、労働者が年収100万の方向に行くのは仕方がない旨発言したり、海外展開で経営者や株主はさぞかし潤ったであろうが、特段従業員、取引先、その家族等の全ての関係者の暮らしと権利が守られたとまでは思えない。

この会社自身は、特に日弁連の支援も得ることなく自力で弁護士を確保して頑張ったはずであるから、何も日弁連大会で非難される筋合いはないかもしれないが、宣言の言っていることの目指す先は、大体こんな感じだと思う。

抽象的に考えても、企業の海外展開を支援すればするほど雇用の空洞化を招いて、従業員、家族、地域社会にマイナスに働くと思うが、この宣言の目的との整合性をどのように考えるのか伺いたい。

次に、日弁連が長年取り組んできた多重債務者救済、貧困問題の運動との整合性である。これらの運動も国内、地元で働き続けられることが大前提だと思うが、雇用が空洞化しては効果が減殺されてしまう。従来の日弁連の運動との整合性をどのように考えるのか伺いたい。

最後は、日弁連では既に企業の海外展開を主業務とする会員が多くおられて競合すると思うが、民業圧迫の懸念について、どのように考えられるのか伺いたい。」

小原正敏副会長 「まず、この海外展開支援というのが、今回の中小企業に関する宣言案と整合するのかという御質問は、日弁連では、中小企業の海外展開の支援活動の一つとして、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度という制度を設けている。

その相談件数は、2012年5月からであるが、2017年本年の3月までで累計245件である。中小企業がこういった海外展開支援についてのニーズを持っていることは、こういったデータからも見てとれると考える。

また、補足すると、この相談の中で受任が31%ある。一般の法律相談の受任率からすると非常に受任率も高いということで、こういったことからやはりそういったニーズは潜在的にあり、かつ、今回の宣言によって中小企業の経営支援になるということで整合性はあると考える。

それから、日弁連が長年取り組んできた多重債務者の救済、あるいは貧困問題の運動との整合性について、確かに中小企業の海外進出は、数としては増えているが、中小企業全体から見るとまだまだその比率というか、件数は多くないとの指摘があるのはそのとおりのかもしれない。

ただ、今回の宣言の趣旨は、各地域で中小企業の支援をそのような面ですていこうという趣旨である。海外展開というのは、直ちに直接投資をすることだけではなくて、例えば取引契約をすとかインバウンド的な契約をすることも含めてのことである。被海外展開支援の企業については、確かにその結果倒産をすという、非常に悲しい事案も皆無ではないと思うが、2016年版の中小企業白書を参照すると、海外展開をしている企業は、生産性、労働生産性とか、国内従業員の増加を達成している企業もかなり多い。

そういったことで、海外展開投資は、常に国内の雇用、産業を空洞化させるもので

はなくて、むしろ国内雇用を増加させる可能性があるものと考えてる。

そういったことを踏まえて、日弁連としても海外展開支援も、海外進出を促進させることが、そのこと自体が目的ではなくて、むしろ国内の中小企業支援に目を向けた施策の一環であると考えてる。

そういった意味で、日弁連がこれまで取り組んできた貧困問題、労働問題、更には多重債務問題と、施策としては矛盾するものではないと考えてる。

第3点目は、民業圧迫の懸念があるのではないかと御指摘であったかと思う。その点については、確かに多くの大都市で渉外事務所を中心に、こういった海外展開支援を展開してきたことは、そのとおりであるが、やはり中小企業から見ると、まだまだ敷居が高いのではないかと考える。

特に予防法務、あるいはトラブルが一旦発生すると、現地の弁護士や、翻訳のコスト等で高額な費用が発生する。また、紛争コスト関係からそういったことを泣き寝入りせざるを得ないという現状もあると認識している。

こういうことで、中小企業の場合に海外展開に伴う様々なリスクがあるが、法律の専門家に全く相談していないケースも非常に多い。法的な支援を受けたいと考えても、やはり国際的な業務を行う弁護士は、現在のところ都市部に偏在している。そういったアクセス障害を解消するために、単に大都市だけではなくて、そういった支援ができる弁護士の裾野を全国に広げていきたいということで取り組んでいる。個々の会員の事務所の自助努力だけではなくて、弁護士、弁護士会として支援していく必要があると考えている。

民業圧迫になるかということであるが、今申した観点から、地方の都市、あるいは地方におられる会員にも研修、あるいは諸機関との連携を通じて、大都市の限られた弁護士のみが海外展開支援をするのではなくて、我々日本全国の弁護士が、広くこういった業務に関与できるように取り組んでまいりたいと考えるのと、そのことは、この宣言にあるように、中小企業の活性化、中小企業の支援の一端になるということで、整合性のある施策になると考えている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

内田敬子会員（福岡県） 「この宣言案に賛成の立場から意見を述べる。私は、福岡市で一般の民事事件や家事事件、国選事件などを担当している非常に一般的なマチ弁と呼ばれる存在で、私の立場から見ても、この中小企業に対する法的な更なる支援は必要であると感じるので、ここで意見を述べさせていただいている。

まず、企業が法的に窮地に陥った場合、中小企業金融円滑化法が2013年に終了したが、その後も元本返済の猶予を受けている中小企業は20万社以上に上ると言われている。しかしながら、民事再生の新受件数は減少の一途をたどっている。その原因は、レビックや中小企業再生支援協議会など選択肢が増えたことにもあると思われるが、中小企業を支えるマンパワーが地方に不足していることも、また一つの原因ではないか。

数年前のことになるが、当事務所の弁護士が県外の地裁の本庁に管理型の民事再生

手続の申立てをしようとしたところ、この地裁の本庁からマンパワーの不足を理由として、非常に強く断られたことがあった。結局、この案件は大阪地裁に申立てをせざるを得なかったわけだが、このような経験をすると、地方ではやはり法的支援をする体制がまだまだ不足していると感じざるを得ない。

また、創業について見ると、日本では毎年8万社以上の株式会社が設立されているが、弁護士がそれに関与することは、さほど多くないように思う。私が、創業の支援も必要であると感じた例が一つあった。友人同士が会社をつくって、利益が出るようになって、仲間割れをしたという典型的な事案であるが、調査をしたところ、私の依頼者の出資したお金は貸付金として扱われており、経営という立場から見れば非常に弱い立場となっていた。このようなことを見ても、弁護士による関与が更に必要ではないかと考えている。

事業承継についても、同じように問題があると思う。インターネットを見てみると、事業承継をうたう株式会社がたくさん出ているが、事業承継は法律問題のつぼで、利益相反が生じやすい非常に難しい分野である。法律専門家である私たちが、もっと積極的に関わる必要があると感じている。

私たちが、これらの業務を適切に行うためには、研鑽を重ねなければならないが、一人一人でその実現をすることは簡単なことではない。日弁連という大きな組織を利用して連携して進む必要があると思う。中小企業を支援することは、技術や雇用の喪失を防止することで、地方を活性化して多くの人々の暮らしを安定させることであると思う。この宣言案に賛成する。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第8号議案 宣言・決議の件「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

議長は、平成28年度会務報告に関する質疑に移る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑の終了を宣した。

会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間にわたり、御出席の会員の皆様には熱心な御討議をいただいた。また横溝議長、吉田副議長、番副議長には、大変丁寧な議事運営で、おそらく反対の意見の方も納得するような議事運営ではなかったかと思っている。

お陰様で、全ての議案が可決された。今日頂いた様々な御意見については、今後の会務に参考とさせていただくことを申し添えて、私の閉会の挨拶とする。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第68回定期総会は閉会した。

以 上

(調査室嘱託 桑田英口)